

令和 8 年度学校危機管理マニュアル

1. 消防計画 P. 1 ~ 1 4
2. 危機管理の連携体制 P. 1 5
3. 不審者侵入時の危機管理 P. 1 6
4. 保護者への生徒の引き渡しについて P. 1 7
5. 学校安全計画 P. 1 8
6. 熱中症対策ガイドライン P. 1 9 ~ 3 3
7. 週休日・勤務時間外等における部活動等での
事故発生危機管理マニュアル P. 3 4 ~ 3 5
8. 職場における教職員に対する
熱中症対応計画 P. 3 6
9. 学校における校外活動の安全確保
P. 3 7 ~ 4 0
- 1 0. 盗撮事案に対する危機管理体制 P. 4 1
- 1 1. クマ出没時の対応 P. 4 2 ~ 4 4

令和８年度三重県立あけぼの学園高等学校消防計画

1	令和８年度あけぼの学園高等学校消防計画	P. １～６
2	令和８年度あけぼの学園高等学校火元取締責任者	P. ７
3	令和８年度あけぼの学園高等学校防災組織表	P. ８～９
4	令和８年度あけぼの学園高等学校避難経路図	P. １０
5	令和８年度あけぼの学園高等学校消火栓・消火器配置図	P. １１～１３
6	「暴風・暴風雪警報」発表時の対応について	P. １４

令和8年度あけぼの学園高等学校消防計画

第1章 総 則

(目的)

第1条 この計画は、あけぼの学園高等学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び人命の安全確保並びに被害の極限防止をはかることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、当学校に勤務する職員及び在籍する生徒、その他出入りするすべての者に適用するものとする。

(防火管理者の権限及び業務)

第3条 防火管理者は教頭とし、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 建物、火気使用設備器具及び電気設備等の検査及び不備欠陥事項の改修促進
- (3) 消防用設備等の点検及び整備
- (4) 火気の使用及び取扱いに関する指導
- (5) 増改築、修繕、模様替え等の工事時における火災予防上の指導
- (6) 生徒、職員に対する防災教育及び各種訓練の年度計画の作成とその実施指導
- (7) 校長に対する防火管理に関する助言及び報告
- (8) その他防火管理上必要な業務

2 防火管理者は、次の事項について消防機関へ報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出(改正の都度)
- (2) 建物の増改築及び諸設備の設置又は変更の事前連絡
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査時の指導要請
- (5) 防災教育、訓練時の指導要請及び自衛消防訓練の事前報告
- (6) その他消防関係法令に基づく各種届出及び防火管理について必要な事項

第2章 学校防災委員会

(学校防災委員会の設置)

第4条 防災対策業務の適正な運営を図るため、校長を委員長とする学校防災委員会を設置する。

2 委員は、防火管理者をはじめ教務主任、保健主事等をもって充てるものとする。

第5条 学校防災委員会は、次の基本的な事項について審議する。

- (1) 消防計画の樹立及び変更に関する事
- (2) 生徒の人命に関する事
- (3) 校舎及び消防用設備等の維持管理に関する事
- (4) 予防管理組織及び自衛消防組織の編成に関する事
- (5) 消火、通報及び避難訓練に関する事
- (6) 震災対策に関する事
- (7) 防災教育とその実施方法に関する事
- (8) その他防火管理に関する事

第3章 予防管理対策

(予防管理組織)

第6条 日常の火災予防及び災害時の出火防止をはかるため、防火管理者のもとに火元責任者を定め、建物及び消防用設備等の点検、検査を実施する。

(火元責任者の業務)

第7条 火元責任者の業務は次のとおりとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
- (3) 地震時の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐
- (5) その他火災予防上必要な事項

(自主検査の実施)

第8条 建築物、火気使用設備器具、危険物施設、電気設備等の自主検査、及び屋内消火栓、消火器、自動火災報知設備、警報設備、避難設備器具等の消防用設備の点検は別に定める安全点検分担区域及び点検表等にもとづき実施するものとする。

(火災予防上の遵守事項)

第9条 日常における火災の予防及び火災発生時の避難を容易にするため、本校に出入りするすべての者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は使用前及び使用後は必ず点検し安全を確認すること
- (2) 火気使用設備器具の周囲は常に整理整頓し、消火用水又は消火器を用意しておくこと
- (3) 校舎内には、危険物類、引火性物品等は許可なく持ち込まないこと
- (4) 避難口、廊下、階段など避難通路となる部分には、避難上障害となる物品を置かないこと
- (5) 廊下、階段は、避難時につまづき、すべり等を生じないように維持しておくこと

(防火管理者への連絡事項)

第10条 次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し承認を得るものとする。

- (1) 教室等の一部を変更し使用するとき
- (2) 教室等において火気用設備器具の増設や移動を行うとき
- (3) カーテン等を設置及び交換するとき
- (4) 鍵の管理方法や施錠位置を変更する時
- (5) その他防火管理上必要と認める事項

第4章 自衛防災活動

(自衛防災組織の設置)

第11条 地震及び火災等の災害が発生した場合は、その被害を最小限にとどめるため、校長を隊長、防火管理者を副隊長とする自衛防災組織を編成する。

(自衛防災隊長等の権限及び任務)

第 12 条 隊長は、自衛防災活動における一切権限を有し、次の任務を行う。

- (1) 生徒全員の避難状況の把握
- (2) 各種災害の状況を判断し自衛防災活動上必要な指揮、命令
- (3) 消防隊に対する情報の提供

2 副隊長は隊長を補佐し、隊長が不在の場合はその任務を代行する。

(自衛防災組織及び活動)

第 13 条 自衛防災隊には次の班及び係を置く。

(1) 査察班

- 1) 事務長、指揮班長及び各係長で組織する。
- 2) 消火・避難・警報等各設備の外観的事項（破損、変形等）と機能的事項（作動試験、性能試験等）を自主点検し、プロパン・石油ストーブ等火気使用設備器具及び電気設備の自主点検を定期的に行い、各種設備器具等の維持管理にあたる。

(2) 指揮班

- ア 隊長、副隊長とともに自衛防災隊本部を構成する。なお、自衛防災隊本部は校庭の安全かつ生徒全体を把握できる位置に設置する。
- イ 隊長・副隊長を補佐し、生徒の避難状況を把握して必要な指揮命令を行う。
- ウ 在校者名簿等必要な関係書類を準備し、消防隊への情報提供を行う。

(3) 通報連絡班（通報係、連絡係）

- ア 火災を発見した者は、消防機関 1 1 9 番に通報する。
- イ 災害発生場所等を明確に校内に報知する。
- ウ 消防機関へ通報されたかどうかを確認する。
- エ 指揮班及び他の班との連絡にあたる。
- オ 消防車の誘導にあたる。

(4) 誘導班（誘導係）

- ア 生徒の避難場所を選定し、定められた避難経路により誘導する。
- イ 避難終了した場合は、すみやかに人員点呼を行い逃げ遅れの有無を確認し、指揮班長に報告する。

(5) 避難誘導班（避難袋係）

- ア 屋内階段が使用不能の場合は、設置してある避難器具を操作し避難させる。

(6) 消火班（消火ホース係、消火器係）

- ア 屋内消火栓を操作し消火作業を行う。
- イ 火点に近い場所にいる者は、消火器を使用し初期消火を行い、延焼防止に努める。

(7) 救護班（救助係、救護係）

- ア 避難開始と同時に担当区域を巡視し、検索や残留者の救出にあたる。
- イ 負傷者に応急処置をほどこす。

(8) 警戒班（搬出係、警戒係）

- ア 重要物件の搬出にあたる。
- イ 搬出物件の保全、盗難等被害の防止にあたる。

(休日、夜間にける活動体制)

第14条 休日、夜間の諸活動は、機械警備に係る規則によるほか、次の業務を行うものとする。

- (1) 火災を発見した場合は、消防機関へ通報するとともに別に定める緊急連絡者一覧表にもとづき関係者への連絡を行う。
- (2) 消火器等により初期消火活動を行う。
- (3) 火災の延焼状況により、別に定められた重要物件の搬出とその管理に当たる。

(防災組織表及び避難経路図等の作成)

第15条 防火管理者は、職員・生徒を含めた防災組織表、避難経路図及び消火器等の配置図を作成し全員に周知させる。

第5章 震災対策 (南海トラフ地震臨時情報発表時と同様)

(震災予防措置)

第16条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため、随時次の検査を行うものとする。

- (1) 校舎及び校内の施設物の倒壊、落下の有無
- (2) 教室内及び事務室等における教材、棚、ロッカー、ガラス窓等の転倒、落下の有無
- (3) 火気使用設備器具等の転倒の有無及び自動消火装置の作動状況の適否
- (4) 危険物及び化学薬品等の転倒、落下の有無

(緊急地震速報発表時の対応)

第17条 緊急地震速報を確認した者は、その情報を周囲の者に知らせるとともに、身体保護の措置をとる。

- 2 照明器具等の落下危険がある場合には、速やかに安全な場所へ移動し身体保護の措置をとる。
- 3 施設内の生徒等に対し情報を提供し、パニック防止及び安全確保に努める。

(南海トラフ地震臨時情報発表時の対応)

第18条 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、校長をリーダーとして、別に定める一次動員対象者により、第2項に示す情報収集の対応にあたる。

- 2 生徒・職員・来校者の安否確認、施設の被害状況、発生した地震の情報及び避難情報(防災みえ.jp等)、周辺地域、ライフライン(JR、伊賀鉄道、三重交通バス等)等の確認。
- 3 必要な情報については、校内放送及び安心メール等を活用し伝達する。
- 4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、速やかな帰宅または、避難所等への避難を促し、学校は原則として1週間の休業措置をとる。
- 5 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時に、伊賀市から避難所としての一時使用要請があったとは、体育館を使用させるとともに、避難所開設にあたっての支援を行う。
- 6 学校災害対策本部を設置する。

(地震後の安全措置)

第19条 防火管理者及び火元責任者は、校内の生徒の安全を確認するとともに建物、火気使用設備器具及び消防用設備等の点検を実施し、異状が認められる場合は安

全措置を講ずるものとする。

- 2 二次災害を防止するため、ガス、電気設備器具及び危険物を使用する施設については全設備、器具の安全を確認後、使用を開始する。

(震災に備えての備蓄品)

第20条 震災に備え、次の品目を備蓄しておくものとする。

- (1) 非常食及び飲料水
- (2) 緊急医薬品
- (3) 携帯用拡声器、メガホン
- (4) 携帯用ラジオ
- (5) 携帯用照明器具
- (6) その他必要なもの

(避難場所の指定)

第21条 防火管理者は、生徒・職員を安全に避難させるため、次の場所を指定しておくものとする。

- (1) 1次避難場所 運動場

(地震時の行動)

第22条 地震時の活動は、次によるものとする。

- (1) 授業中の場合、職員は生徒を机の下などに身を寄せさせ、落下物等から身を守るとともに火気使用器具の始末を行い、出入り口を確保する。
- (2) 休憩中の場合は、その場所で身をふせ校内放送等による指示を待つ。
- (3) 職員及び避難誘導係は、避難開始の指示があった場合、生徒の混乱を防止し、避難経路に従い第1次避難場所へ誘導する。
- (4) 生徒を帰宅させる場合は、その地域の被害状況を確認し安全を確認した上で行う。

第6章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施)

第23条 防火管理者は、次により職員及び生徒を対象として防災教育を行い、防火管理の徹底を図るものとする。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 生徒の人命安全対策に関すること
- (3) 建物からの避難及び避難誘導に関すること
- (4) 火災予防上の遵守事項に関すること
- (5) 震災対策に関すること
- (6) 防災訓練に関すること
- (7) その他火災予防上必要な事項に関すること

(防災訓練の実施)

第24条 防火管理者は、次の訓練について実施計画を作成するものとする。

- (1) 指揮訓練
- (2) 通報連絡訓練

- ア 消防機関への通報訓練
- イ 校内への通報連絡訓練

(3) 消火訓練

- ア 消火器訓練・・・分散配置されている消火器を迅速に集結し、適応消火器の確認と操作要領の習熟
- イ 消火栓訓練・・・操作訓練と放水

(4) 避難訓練

- ア 階段からの避難誘導訓練
- イ 避難器具の点検と使用習熟

(5) その他安全防護、救護、搬出等の訓練

(訓練の報告及び指導要請)

第 25 条 防火管理者は、自衛防災訓練を実施する場合、消防署に通知し、必要と認めた場合は指導の要請をするものとする。

付 則

この計画は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

改正計画は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

改正計画は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

改正計画は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

改正計画は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

改正計画は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

改正計画は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

関係する一覧表及び図表

- 火元取締責任者一覧表（安全点検含む）
- 自衛防災組織表
- 避難経路図
- 消火器等の配置図

令和8年度あけぼの学園高等学校 火元取締責任者

	責任者	教 室		責任者	教 室
1	福岡	職員室、印刷室、更衣室 放送室、スタジオ	1 4	杉森	3 F 休養室、書道室・準備室、 作法室 管理棟 3F 廊下
2	古川	HR (1-1)、ゼミ 31、32 管理棟 3F 廊下、トイレ	1 5	西尾	流通経営総合実習室・準備室 普通教室棟北 1～3 F 階段
3	中田	HR (1-2)、3 6 番教室 CAD 実習室 写真撮影実習室・準備室	1 6	城	生徒会室、体育館、武道場、部 室棟、グラウンド
4	川村	HR (2-1) マルチメディア	1 7	中尾	進路室、被服教室、準備室 特別教室棟 1F 廊下・トイレ
5	宮本	HR (2-2) 美術教室・準備室 普通教室棟 2 F 廊下・トイレ	1 8	田中伸	購買室、2F 休養室 管理棟 1～3F 階段
6	浅原	HR (2-3)、ゼミ 21、22 普通教室棟南 1～3F 階段	1 9	宮島	デザイン加工実習室 特別教室棟と総合学科実習棟の 渡り廊下、総合実習棟 2F 廊下
7	寺前	HR (3-1)、ICT 準備室 ワープロ教室	2 0	中武	会議室、教育相談室 管理棟 2 F 廊下・トイレ
8	濱岡	HR (3-2)、 普通教室棟 1 F 廊下・トイレ	2 1	竹田	介護実習室、福祉基礎実習室・ 準備室 総合学科実習棟 1～2 F 階段・1F トイレ・ホール
9	安田	HR (3-3)、食品科学総合実習 室・準備室 普通教室棟生徒昇降口ホール	2 2	片岡	保健室 管理棟 1 F トイレ
1 0	藤野	食品調理総合教室・準備室 特別教室棟 3F トイレ	2 3	山岡	事務室・1 F 書庫・校長室
1 1	藤尾	美容実習室・準備室、美容更衣 室、特別教室棟 3F 廊下	2 4	濱田	変電室、LPG 庫、ポンプ室 キュービクル、危険物貯蔵庫
1 2	中川	音楽教室・準備室、LL 教 室、ビデオ編集室、資料室 特別教室棟 1～3F 階段	2 5	山本匠	倉庫、小会議室、校務員室 管理棟 1 F 廊下
1 3	山本和	化学・生物教室、化学準備室 1.2 特別教室棟 2 F 廊下・トイレ	2 6	瀧本	図書室、司書室、3F 書庫 管理棟 3F トイレ

※ 斜体文字の箇所については安全点検時等に責任者が追加で点検

令和 8 年度 防災組織表

三重県立あけぼの学園高等学校

防災隊長 【校長】 防災副隊長 【教頭】

(1) 査察 【事務長】 【各班長 (◎)】

(2) 指揮班 【◎城、山本和】

(3) 通報連絡班 通報係 【◎山本和】 連絡係 【◎竹田】

(4) 誘導班 誘導係 ◎濱岡、宮本

(5) 避難誘導班 避難袋係 (上) ◎藤野、古川 (地上) ◎川村、寺前

(6) 消化班 消火器係 ◎杉森、中田

消火ホース係 ◎宮島、安田

(7) 救助班 救助係 ◎浅原、中川

救護係 ◎中武、片岡

(8) 警戒班 搬出係 ◎中尾、田中伸、瀧本、松田

警戒係 ◎西尾、藤尾、濱田、山本匠

○緊急時の動員

一次動員 校長、教頭、事務長、指揮班 (城、山本和、浅原)

二次動員 一次動員に次の査察班のメンバーを加える (杉森、安田、中田)

三次動員 全員 (非常勤講師は除く)

○非常参集の基準

・県内で震度 5 強以上の地震発生時

勤務時間内 … 三次動員にて安全確認等情報収集の対応にあたる

校外等出張者は直ちに帰校し対応にあたる

勤務時間外 … 一次動員にて安全確認等情報収集の対応にあたる

管理職の判断等により二次及び三次動員での対応を行う・南海トラフ地震臨時情報 (巨大

地震警戒) 発表時

勤務時間内 … 三次動員にて安全確認等情報収集の対応にあたる

校外等出張者は直ちに帰校し対応にあたる

勤務時間外 … 一次動員にて安全確認等情報収集の対応にあたる

管理職の判断等により二次及び三次動員での対応を行う

・その他甚大災害 (風水害等) 発生時 (予報及び予想も含む)

勤務時間内 … 三次動員にて安全確認等情報収集の対応にあたる

校外等出張者は管理職の指示に従う

勤務時間外 … 一次動員にて安全確認等情報収集の対応にあたる

管理職の判断等により二次及び三次動員での対応を行う

○災害時の各班・係の内容

(1) 通報連絡班

◇通報係 …… 消防署へ通報する

◇連絡係 …… 校内放送により、職員生徒へ災害の状況、避難指示を行う。

(2) 誘導班

◇誘導係 …… 出火場所を確認のうえ、避難場所までの誘導を行う。

(3) 避難誘導班

◇避難袋係・・・・・・降下避難の誘導、指導を行う。

(4) 消化班

◇消化ホース係・・・・・・ホースを延伸し、初期消火にあたる。

◇消火器係・・・・・・消火器による初期消火にあたる。

(5) 救護班

◇救助係・・・・・・二次災害の危険を回避しつつ、必要な救助にあたる。

◇救護係・・・・・・二次被害の危険を回避しつつ、必要な救護にあたる。

(6) 警戒班

◇搬出係・・・・・・非常時に搬出すべき物件を搬出する。

◇警戒係・・・・・・搬出係と連絡の上、搬出物件の保全にあたる。

●学校管理下における危機管理マニュアルより（令和8年3月改訂）

南海トラフ地震臨時情報への対応

※気象庁が、「南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合」と、「観測された異常な現象の調査結果を発表する場合」に、南海トラフ地震臨時情報を発表します。

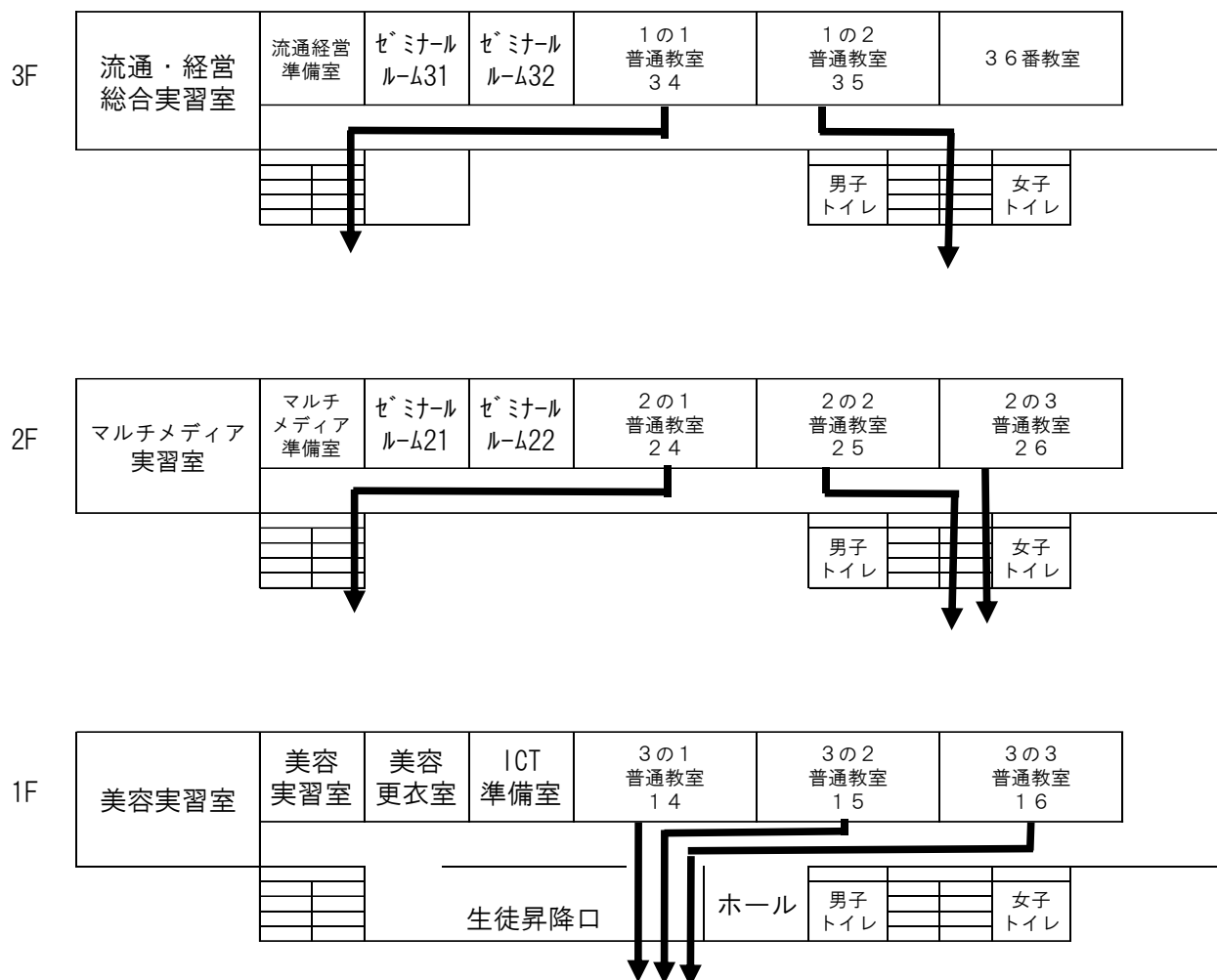
- ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき
 - ・日ごろからの地震に対する備えを再確認する。
 - ・情報収集に努める。
 - ・巨大地震警戒等、次の情報発表に備えた準備を進める。
- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
 - ・情報収集に努める。
 - ・全県立学校は、1週間の臨時休業を基本とする。
 - ・学校災害対策本部を設置する。
 - ・避難者の受け入れを行う。
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
 - ・情報収集に努める。
 - ・注意対応をとりながら学校活動を継続するが、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況に応じて、下校や休校の措置を講じる。
 - ・避難者の受け入れに備えた準備等を行う。
- ④ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき
 - ・平常の学校活動を継続。

教職員の緊急動員計画（基準）

—南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合（県立学校）—

	勤務時間内（校内）	勤務時間内（出張中）	勤務時間外
管理職	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	直ちに所属校に出勤し配備につく
教職員	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	校長の指示に従う

令和8年度 あけぼの学園高等学校 避難経路図



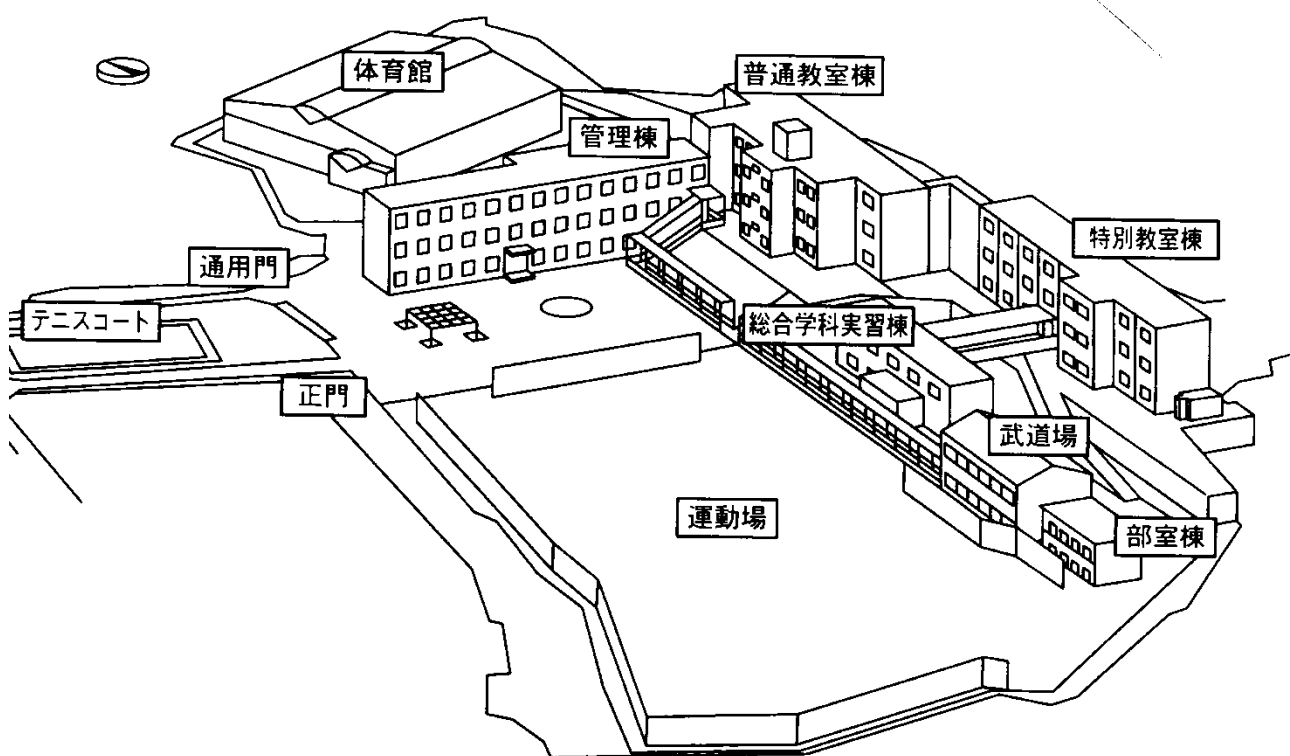
※ 一次避難場所・・・運動場
災害発生箇所や天候等により体育館となることもある

(2) 管理棟、特別教室棟、総合学科実習棟の場合。

最寄りの階段から、一次避難場所である運動場へ避難または、生徒誘導をする。

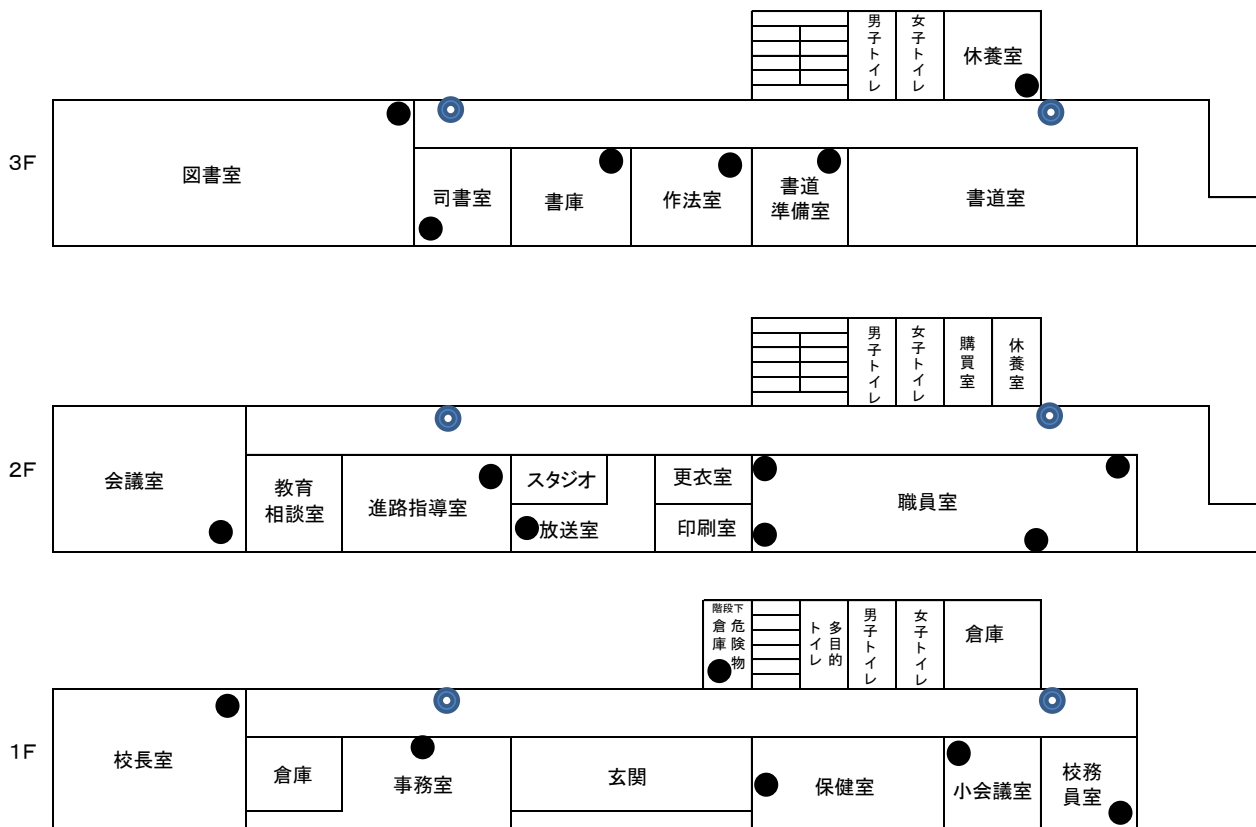
令和8年度 あけぼの学園高等学校 消火栓・消火器配置図

1 学校配置図

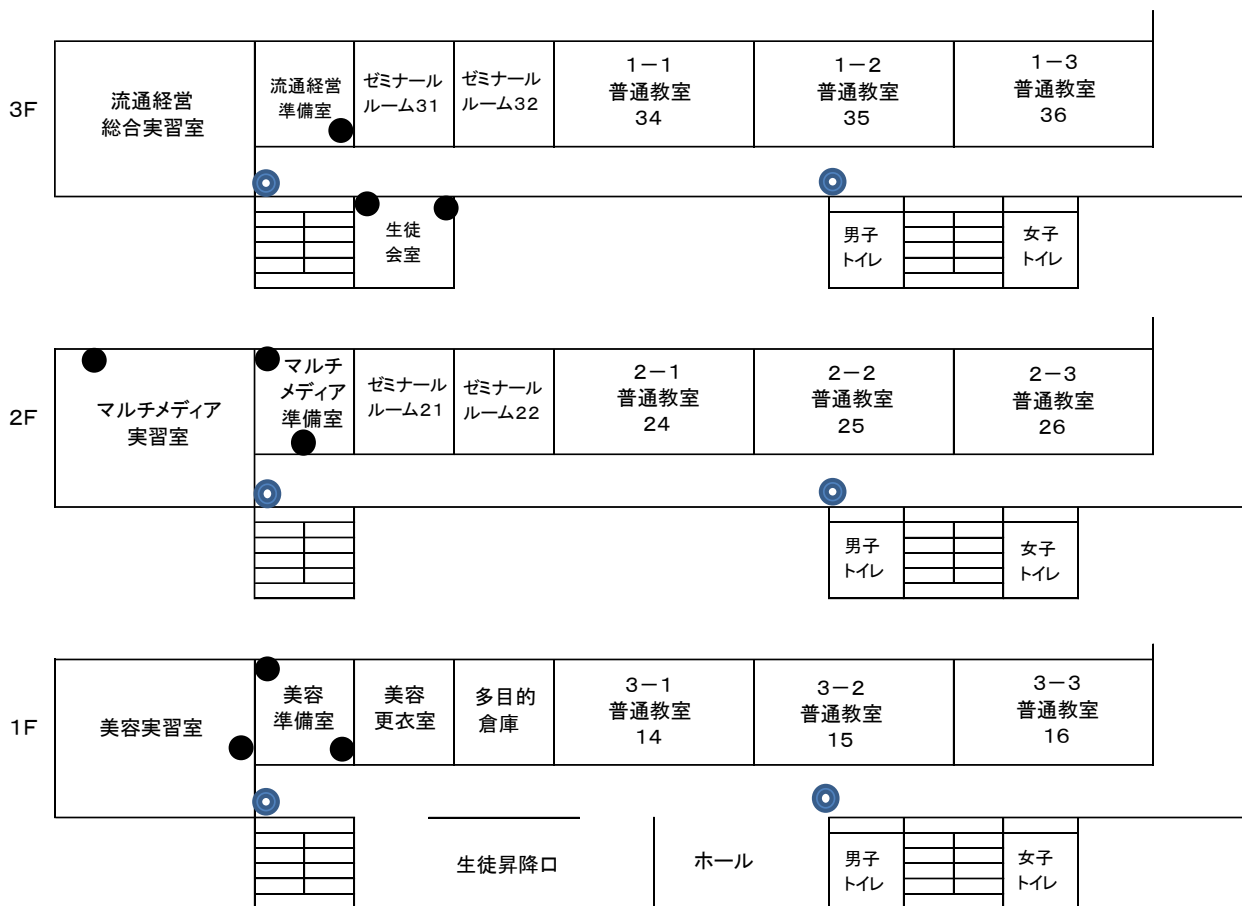


2 消火栓・消火器配置図 (● 消火栓、● 消火器)

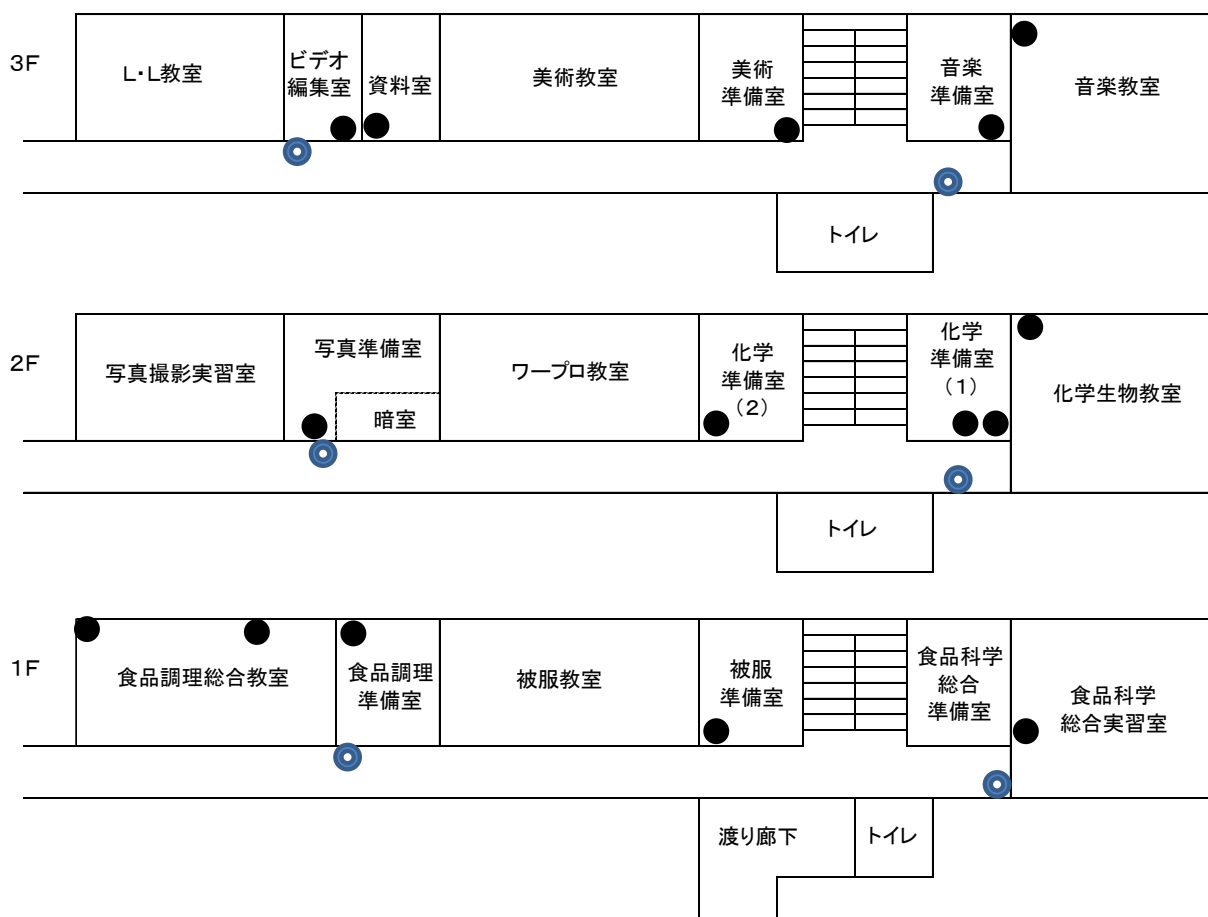
(1) 管理棟



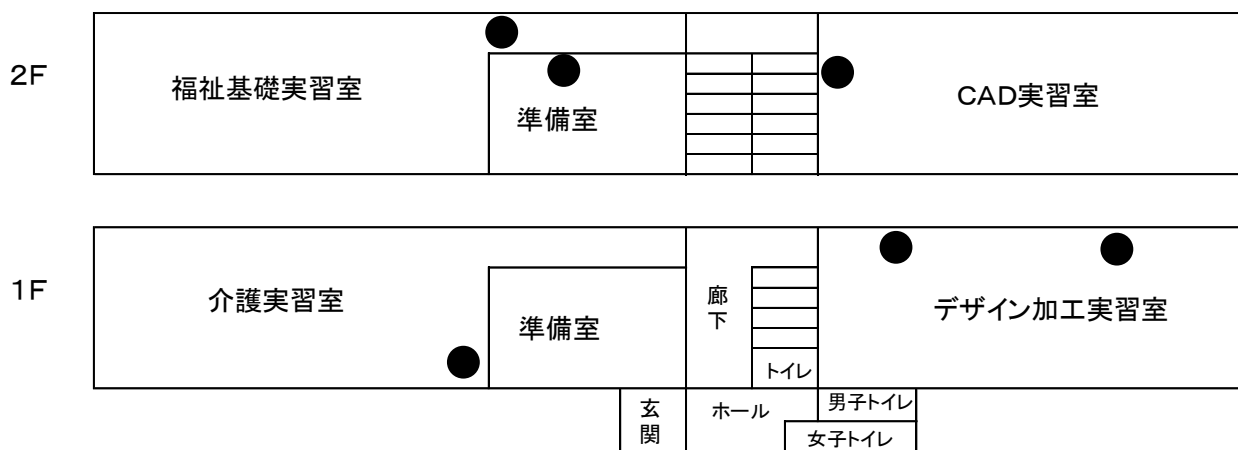
(2) 普通教室棟



(3) 特別教室棟

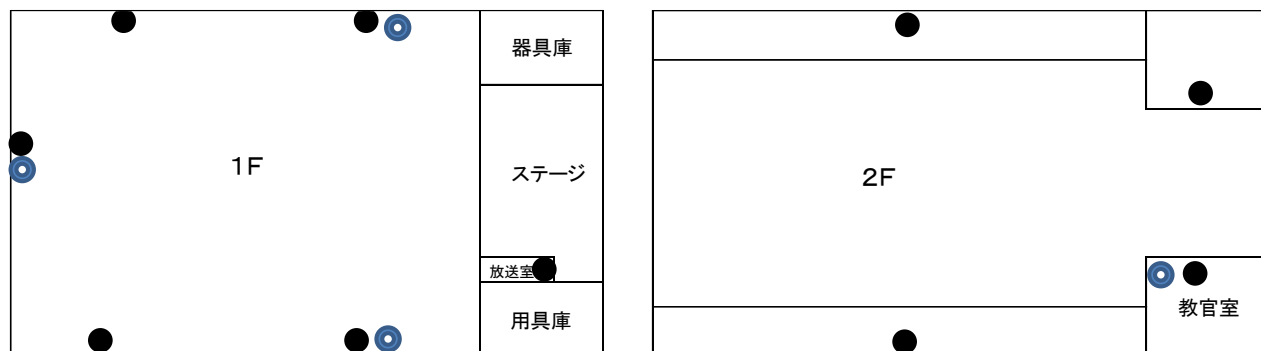


(4) 総合学科実習棟

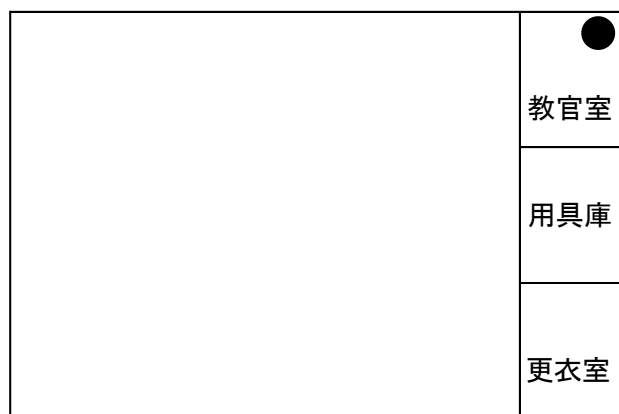


(5) その他

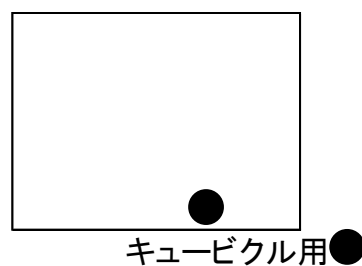
① 体育館



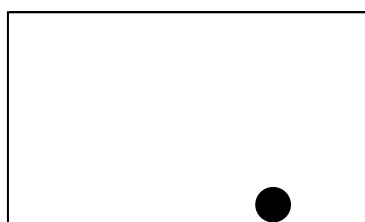
② 武道場



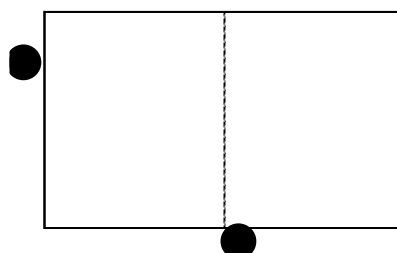
③ 変電室



④ LPG庫（普通棟用）・ポンプ室



⑤ 管理棟用



三重県立あけぼの学園高等学校

「暴風・暴風雪警報」発表時の対応について

「暴風・暴風雪警報」が発表された場合は、原則として以下のように対応してください。

- 1 午前6時30分段階において、伊賀地域に「暴風・暴風雪警報」が発表されている場合は、
臨時休校とします。
→ 登校せず自宅待機をしてください。
※ その後、警報が解除されても臨時休校とします。専用バスは運行しません。
※ 伊賀地域以外から通学する生徒は、自宅の地域に「暴風・暴風雪警報」が発表されているときは、自宅で待機してください。
※ 地域的要因や交通機関の運休等で登校ができない場合や通学に相当な危険性が予測される場合は、各家庭で判断して登校を見合わせるなどの対応をしてください。

※ JRの運休時に代行バス輸送が実施されていても、代行バスの運行には不確定要素が多いことから、登校は見合わせてください。
- 2 登校時に、伊賀地域および自宅の地域に「暴風・暴風雪警報」が発表された場合、登校せず、安全であるかを判断し、十分気をつけて帰宅してください。
- 3 始業後に「暴風・暴風雪警報」が発表された場合は原則として授業を中止し下校とします。
ただし、列車やバス時刻等の関係で速やかに下校できないときや、道路状況などによって安全に下校できないと判断されるときには、安全が確保されるまで学校待機とします。
- 4 「暴風・暴風雪警報」以外の警報・注意報が出されている場合は、原則として平常授業を行います。
※ 当日は、ラジオ・テレビ等のニュースに十分留意してください。
※ JRや三交バスで運休・遅れがある場合、駅等での連絡などをよく聞いて、各自適切な判断をしてください。
- 5 台風等が通過した翌日等に、「公共交通機関」の運休等が発表された場合は、原則として以下のように対応してください。
(1)「運休」「運転見合わせ」の場合は、自宅待機をして、その後代行バスの運転や、運行再開になった場合は登校してください。
(2)「遅延」の場合は、「遅延届け」をもらって登校してください。
- 6 上記以外にも重大な災害が起こるおそれが著しく大きい、レベル5（特別警報）「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「大雪特別警報」「氾濫特別警報」「土砂災害特別警報」等、レベル4（危険警報）「大雨危険警報」「氾濫危険警報」「土砂災害危険警報」等の特別警報及び危険警報が発表された場合も、上記に準じて行動してください。
- 7 学校からの情報は、「学校・家庭連絡システム（すぐーる）」により配信します。

【緊急連絡先】あけぼの学園高等学校

1年次担任 : 0595-45-7134
3年次担任 : 0595-45-7136
職員室（教頭） : 0595-45-3032

2年次担任 : 0595-45-7135
事務室 : 0595-45-3050（代表）

危機管理の連携体制

三重県立あけぼの学園高等学校

<事故の正確な把握>

・いつ

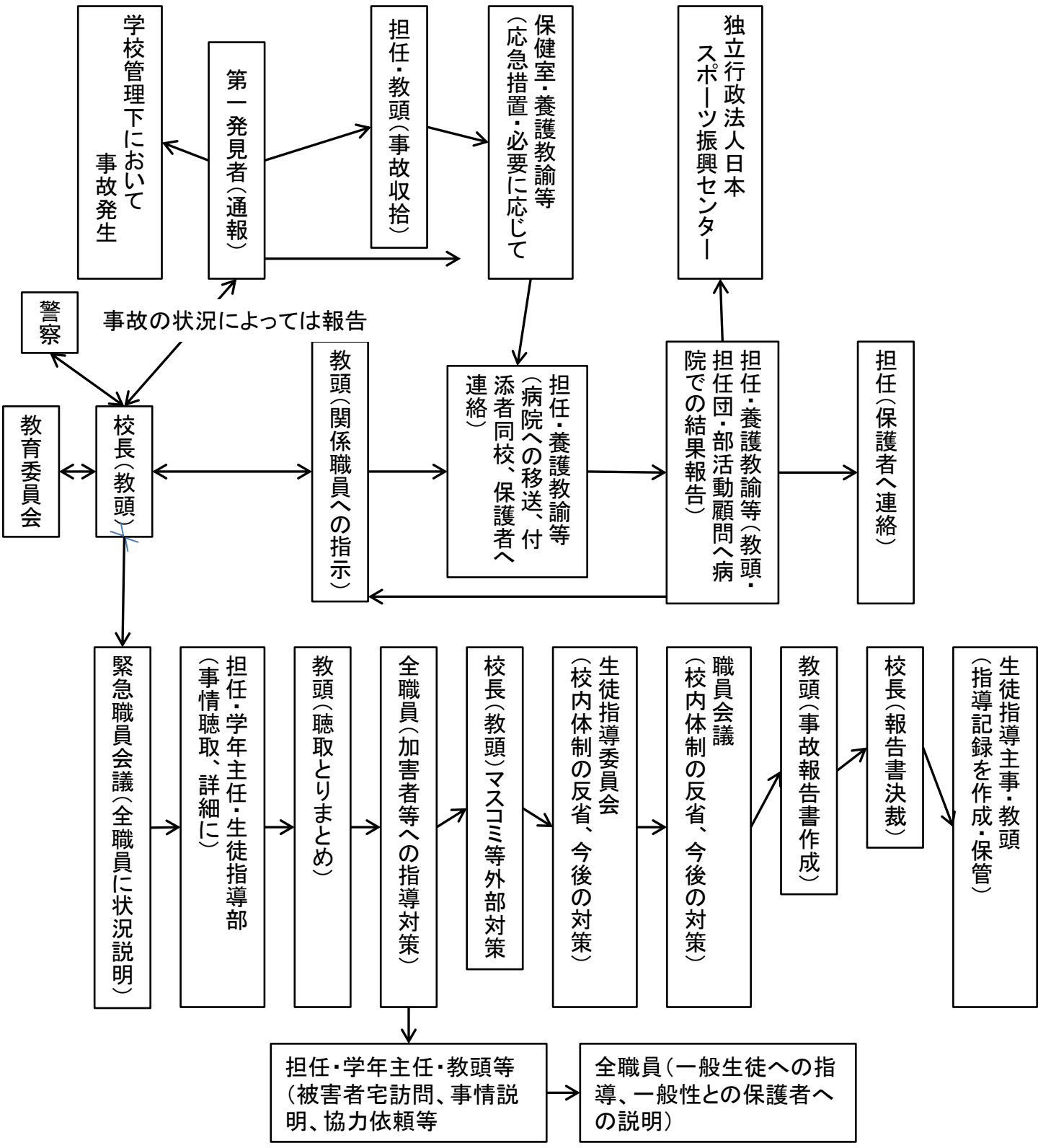
・どこが

・どうなったのか

・何をしていて

・どこで

・だれが



不審者侵入時の危機管理マニュアル

三重県立あけぼの学園高等学校

1 日頃からの備え（主担当者）

- （１）校門の防犯カメラ設置及び時間外の施錠管理
- （２）出入り口の適切な管理（事務部）
- （３）受付でチェック（事務部）
 - ア 案内看板の設置
 - イ 来校者にビジターカードの着用を依頼
- （４）校舎内外の巡視（生徒指導部）
- （５）防犯のための設備の整備（教頭）

2 もし不審者が侵入したら

立ち入りの正当な理由があるかどうか確認 → 正当な理由があれば受付へ

- （１）正当な理由がなければ退去を求める
 - ア 言葉や相手の態度に注意し丁寧に説得
 - イ 複数の教職員で対応
- （２）危害を加える恐れがあるかどうか判断する
 - ア 凶器や不自然な持ち物を持っていないか
 - イ 暴力的な言動はないか

危害を加える恐れがないと判断できる場合 → 再び丁寧に退去を求める
- （３）危害を加える恐れがある場合 【隔離・通報する】
 - ア 別室に案内し隔離（発見者・全教職員で対応）
 - イ 暴力行為抑止と退去の説得
 - ウ １１０番通報（事務部）
 - エ 教職員への緊急連絡（事務部）
 - オ 県教育委員会へ緊急連絡（事務部）
- （４）危害を加える恐れがある場合 【隔離できない場合】

教職員の役割分担

 - ア 全体指揮・外部との対応（校長・教頭）
 - イ 不審者への対応（発見者、生徒指導部）
 - ウ 避難誘導・安全確保（授業担当者、担任）
 - エ 電話通報・校内放送（事務部）・・・不審者に気づかれない文例
 - オ 保護者への連絡（教務部）
 - カ 応急手当（養護教諭、保健部）
 - キ 校内巡視（進路部）

保護者への生徒の引き渡しについて

1 保護者等との連絡

- (1) 被害が大きければ大きいほど、情報網は混乱し、保護者への連絡は困難を極め、時間もかなり要するものと予想される。教職員は冷静かつ俊敏に判断・行動することが大切である。
- ア 生徒の点呼・安全確認後、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡を取る。
【その際、連絡が取れた保護者とそうでない保護者をきちんと把握する】
- イ 保護者への連絡とともに、教育委員会及び災害対策本部へ生徒の安全確認及び引き渡しの実施について連絡する。
- ウ 二次避難を行う場合は、災害対策本部や教育委員会及び生徒の保護者にその旨を連絡する。電話等の不通等により連絡がつかない場合は、状況により学校に連絡要員を残すか、二次の避難先を校門等に掲示するとかの方法をとる。

2 生徒の引き渡し

- (1) 保護者に直接引き渡す場合は、引き渡しカード等に所定の事項を記入したうえで、保護者及び教職員が確認署名を行う。
- (2) 保護者と連絡が取れない理由等で引き渡しができない場合については、学校において保護するものとする。その際、生徒の個人情報についてプライバシー保護等に配慮しつつ、精神的ケアに努める。

3 あけぼの学園高等学校生徒引き渡しカード

	年組番
生徒名	
保護者名	
住所	
自宅電話番号及び携帯番号	自宅 携帯電話
受取人名 (保護者と違う場合、 続柄、住所、電話番号)	
引き渡し場所 (どちらかに○を。 二次避難場所は () 内に名称)	あけぼの学園高等学校 二次避難場所 ()
引き渡し確認 教員名	

項目		4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3		
安 全 学 校 教 育	全 体	国語	・落ち着いて他人の話を聞く姿勢 (公共) 青年期の諸課題について (政経) 民主政治の基本原理	・落ち着いて他人の話を聞く姿勢 (公共) 人間としての生き方・在り方(尊厳死・安楽死について考える)	・自己をとりまく環境について考える (地理総合) 世界の気候問題について考える (政経) 自由に生きる権利、平等に生きる権利、社会権、新しい人権	・自己をとりまく環境について考える (公共) 地情報化社会におけるモラルについて (地理総合) 世界の生活文化の多様性について	・円滑なコミュニケーションを図る (地理総合) 地球環境問題について考える (歴史総合) 近代化と現代的な諸課題について(開発と保全について)	・円滑なコミュニケーションを図る (公共) 住民自治と政治参加、住民福祉について (地理総合) 世界の人口・食糧問題について	・法律用語など社会で役立つ語句を学ぶ (地理総合) 世界の都市・居住問題について (公共) 金融商品のリスクについて	・法律用語など社会で役立つ語句を学ぶ (公共) クレジットカードの仕組み、契約について (歴史総合) 国際秩序の変化や大衆化と現代的な諸課題(対立・強調について)	・命の尊さについて考える	・命の尊さについて考える	・命の尊さについて考える	
		地理歴史公民												(公共・地理総合) 持続可能な地域づくりについて
		数学	危険度の統計的推測	物体の落下(2次関数)	降水確率	速度制動距離	出生率	物体の運動量と衝撃	霧と視界	日没時間と事故の関係	強風が自転車運転に及ぼす影響	凍結と摩擦	睡眠時間と事故	
	科学と人間生活	序章 「科学の技術の発展」 第1章 物質の科学 第2節 衣料と食品	第1章 物質の科学 第2節 衣料と食品	第Ⅱ章 生命の科学 第1節 ヒトの生命現象 第2節 微生物とその利用	第Ⅱ章 生命の科学 第1節 ヒトの生命現象 第2節 微生物とその利用	第Ⅱ章 生命の科学 第2節 微生物とその利用	第Ⅲ章 熱や光科学 第1節 熱の性質とその利用	第Ⅲ章 熱や光科学 第1節 熱の性質とその利用	第Ⅲ章 熱や光科学 第1節 熱の性質とその利用	第Ⅳ章 地球や宇宙の科学 第2節 太陽と地球	第Ⅳ章 地球や宇宙の科学 第2節 太陽と地球	第Ⅳ章 地球や宇宙の科学 第1節 自然景観と自然災害	第Ⅴ章 これからの科学と人間生活	
	生物基礎	探究的な学習の進め方 観察・実験・調査について 第1章 生物の特徴 第1節 生物の共通性	第1章 生物の特徴 第2節 生物とエネルギー	第2章 遺伝子とその働き 第1節 遺伝子とDNA 第2節 遺伝子とタンパク質の合成	第2章 遺伝子とその働き 第1節 遺伝子とDNA 第2節 遺伝子とタンパク質の合成	第2章 遺伝子とその働き 第2節 遺伝子とタンパク質の合成	第3章 ヒトのからだの調節 第1節 からだの調節と情報の伝達	第3章 ヒトのからだの調節 第1節 からだの調節と情報の伝達	第3章 ヒトのからだの調節 第1節 からだの調節と情報の伝達	第3章 ヒトのからだの調節 第2節 免疫	第4章 植物と遷移 第1節 植物と遷移	第4章 植物と遷移 第2節 生態系とその保全	まとめ	
	保健体育、生涯スポーツ	・体育施設・用具の安全点検 ・既往症の把握 ・体力テストの実施	・定期健康診断の結果からの自己分析 ・体育施設・用具の安全点検	・発汗作用について ・雨季の体育館、グラウンド使用(転倒防止) ・(理)怪我や熱中症の予防	・熱中症の予防 ・野外活動と安全 ・体育施設・用具の安全点検	・体育施設・用具の安全点検	・(保)健康と運動 ・体育施設・用具の安全点検 ・体育大会準備、体育大会の安全	・体力について ・体育施設・用具の安全点検	・冬季スポーツの意義 ・体育施設・用具の安全点検	・生徒の健康状態把握 ・体育施設・用具の安全点検	(保)応急手当 ・体育施設・用具の安全点検	・安全に関する評価 ・体育施設・用具の安全点検		
	英語	多様な文化やその背景を知る	多様な文化やその背景を知る	多様な文化やその背景を知る	英語を通じてのコミュニケーション能力の向上	英語を通じてのコミュニケーション能力の向上	英語を通じてのコミュニケーション能力の向上	英語を通じてのコミュニケーション能力の向上	英語を通じてのコミュニケーション能力の向上	英語を通じてのコミュニケーション能力の向上	英語を通じてのコミュニケーション能力の向上	英語を通じてのコミュニケーション能力の向上	英語を通じてのコミュニケーション能力の向上	英語を通じてのコミュニケーション能力の向上
	介護福祉基礎、社会福祉基礎、生活支援技術	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認
	情報、文書処理、情報処理	情報の信憑性(1)	情報の信憑性(2)	情報の信頼性(1)	情報の信頼性(2)	情報の保護(1)	情報の保護(2)	情報のセキュリティ(1)	情報のセキュリティ(2)	個人の責任(1)	個人の責任(2)	ネットワーク利用の心構えのまとめ		
	中国語	多様な文化やその背景を知る	多様な文化やその背景を知る	多様な文化やその背景を知る	中国語を用いたコミュニケーション能力の向上	中国語を用いたコミュニケーション能力の向上	中国語を用いたコミュニケーション能力の向上	中国語を用いたコミュニケーション能力の向上	中国語を用いたコミュニケーション能力の向上	中国語を用いたコミュニケーション能力の向上	中国語を用いたコミュニケーション能力の向上	中国語を用いたコミュニケーション能力の向上	中国語を用いたコミュニケーション能力の向上	中国語を用いたコミュニケーション能力の向上
全 体	家庭基礎													
		フードデザイン、和・洋菓子実習、製パン実習	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認
		服飾手芸、ファッション造形基礎、ファッション造形	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認
	美容実習	・道具の安全な使い方 ・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方 ・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方 ・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方 ・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方 ・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方 ・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方 ・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方 ・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方 ・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方 ・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方 ・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方 ・道具の安全な使い方	
	セラミックアート、造形加工	◎自転車通学に関して ●通学時の安全確認 ●学校生活での危険箇所の確認 ●不審者情報の知らせ ●防災体制の役割を決める	◎登校指導について(マナーなど) ●自転車の点検と整備 ●部活動と健康管理について	◎考査と健康管理について ◎地震と安全 ◎いのちの講話の実施 ●台風など災害に関する対応、警報発令時の対応	◎夏休みの生活と安全(防火を含む) ●夏季休業中のアルバイトにおける危険について ●夏季休業の過ごし方	◎登校指導について ◎地震災害対策 ●台風など災害に関する対応 ◎いのちの公演の実施 ◎防災訓練の実施 ●クラスマッチにかかる安全指導	◎後期始業時における健康管理 ◎人権LHRの実施	◎文化祭における火気取り扱いについて ◎登校指導 ●考査前における体調管理について ◎フィールドワークの実施	◎職業体験実施における安全確認 ◎火災予防防災避難訓練 ●災害時の自分の役割について	◎成果発表における製作時の危険確認 ●急な運動などの危険性について	◎登校指導 ●規律正しい生活	◎春休みの生活と安全 ●●クラスマッチにかかる安全指導 ◎校内美化の実施(危険物がなければの確認) ●今年度活動の評価とまとめ		
	1年ホームルーム活動	◎自転車通学に関して ●通学時の安全確認 ●学校生活での危険箇所の確認 ●不審者情報の知らせ ●防災体制の役割を決める	◎登校指導について(マナーなど) ●自転車の点検と整備 ●部活動と健康管理について	◎考										

熱中症対策ガイドライン

三重県立あけぼの学園高等学校

令和４年７月

令和５年８月１７日 改訂

令和７年５月２７日 改訂

もくじ

1. 熱中症と思われる症状が見られたら	2 1
-------------------------------	-----

観察のポイント

症状と対応について

熱中症発生時の対応

2. 熱中症を引き起こす原因	2 3
--------------------------	-----

熱中症を引き起こす3つ要因

3. 熱中症を予防する方法	2 5
-------------------------	-----

4. WBGT 計の活用	2 6
------------------------	-----

(1) 暑さ指数(WBGT)とは

(2) 暑さ指数(WBGT)の測定方法

(3) 暑さ指数(WBGT)に応じた行動指針(日本スポーツ協会)

5. 熱中症警戒アラートについて	2 7
----------------------------	-----

6. 各種行事等の開催について	2 8
---------------------------	-----

参考

(1) 熱中症の応急処置	3 0
------------------------	-----

(2) WBGT計 調査票	3 1
-------------------------	-----

(3) 学校活動における熱中症死亡事故防止に係るQ&Aについて	
---------------------------------	--

. 3 2

1. 熱中症と思われる症状が見られたら・・・

日頃の教育活動の中で、生徒が熱中症を疑う症状を訴えたとき、私たちは何をすべきでしょうか？直ちに、活動を中止し、以下のポイントに注意して、生徒の観察をしましょう。

観察のポイント

- ・意識の有無、顔色、呼吸、脈拍をすばやく観察
- とくに、口の中の症状が見られた場合、熱中症の疑いがあります。

めまい、失神、筋肉痛、筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛
吐き気、嘔吐、倦怠感、意識障害、けいれん、高体温等

症状と対応について

現場での初期対応→ 症状の程度に応じて、対応を行なう。安全を確保し、体を冷やす。



- 意識ははっきりしている
- 手足がしびれる
- めまい、立ちくらみがある
- 筋肉のこむら返りがある(痛い)

現場で対応し経過観察

涼しい場所へ避難して服をゆるめ体を冷やし、水分・塩分を補給しましょう。誰かがついて見守り、良くならなければ、病院へ。



水分をとれる状態であれば、冷やした水分と塩分を補給するようにする。



- 吐き気がする・吐く
- 頭ががんがんする(頭痛)
- からだがだるい(倦怠感)
- 意識が何となくおかしい

医療機関を受診

すみやかに医療機関を受診しましょう。



水を飲むことができない、休んでも回復しない場合は、医療機関へ



- 意識がない
- 呼びかけに対し返事がおかしい
- からだがひきつる(けいれん)
- まっすぐ歩けない・走れない
- からだが熱い

救急車要請

救急車を呼び、到着までの間、積極的に冷却しましょう。



意識障害が疑われる重症の場合は、学校現場では、水道につないだホースで全身に水をかけ続ける方法が推奨されています。

《熱中症発生時の対応》

対応のながれ	管理職	教職員	生徒
〈発生時の危機管理〉 ○児童生徒の救護、状況確認、安全確認 ○危機管理体制構築 ○関係者への対応	・状況把握 ・救急体制の指示（救急車要請等） ・事故発生時の状況、対応等、記録する者の指示 ・救急搬送の場合は、第1報を件教育委員会に電話報告。以後必要であれば状況報告し助言を受ける ・当該生徒の保護者に、容態、状況、学校の対応等について説明 ・他の教職員への状況説明 ・事故の程度、状況により警察への連絡	・熱中症の程度を確認し、涼しい場所等へ移動し、応急手当 ・管理職に事故発生の報告 ・救急車対応が必要な場合は、直ちに手配 ・救急車に同乗、医療機関に同行し、事故発生状況や応急手当等について医師に説明 ・該当生徒の保護者への連絡 ・状況を管理職に報告 ・他の生徒の健康観察	・教職員の指示に従う
〈事後措置〉 ○該当生徒、保護者への対応 ○再発防止への取組 ○事故報告書	・管理職が教職員を代表して、誠意ある対応 ・災害共催給付の手続き等の説明を指示 ・発生原因を究明し、再発防止への取組 ・県教育委員会への報告書提出	担任、顧問等が家庭を見舞うなど、生徒、保護者に誠意ある対応 ・災害共催給付等の手続きについて、保護者に説明 ・未然防止について生徒への指導	

※学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（環境省・文部科学省）P35 及び
学校管理下における危機管理マニュアル（令和4年4月改訂・三重県教育委員会）P46
を参照し、本校で作成

2. 熱中症を引き起こす原因

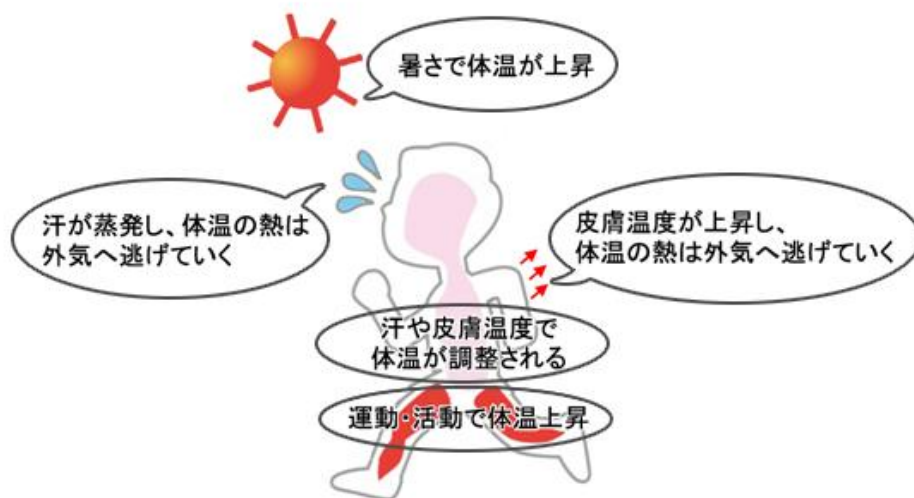
熱中症を引き起こす条件は、「環境」と「からだ」と「行動」によるものが考えられます。

「環境」の要因は、気温が高い、湿度が高い、風が弱いなどがあります。

「からだ」の要因は、激しい労働や運動によって体内に著しい熱が生じたり、暑い環境に体が十分に対応できないことなどがあります。その結果、熱中症を引き起こす可能性があります。

人間の身体は、平常時は体温が上がっても汗や皮膚温度が上昇することで体温が外へ逃げる仕組みとなっており、体温調節が自然と行われます。

平常時の体温調整反応

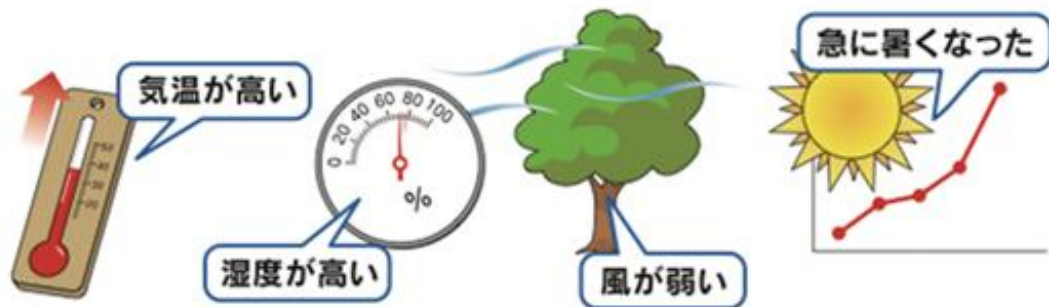


・ 要因その1 環境

- ・ 気温が高い
- ・ 湿度が高い
- ・ 風が弱い

- ・ 日差しが強い
- ・ 閉め切った屋内
- ・ エアコンの無い部屋

- ・ 急に暑くなった日
- ・ 熱波の襲来



・ 要因その2 からだ

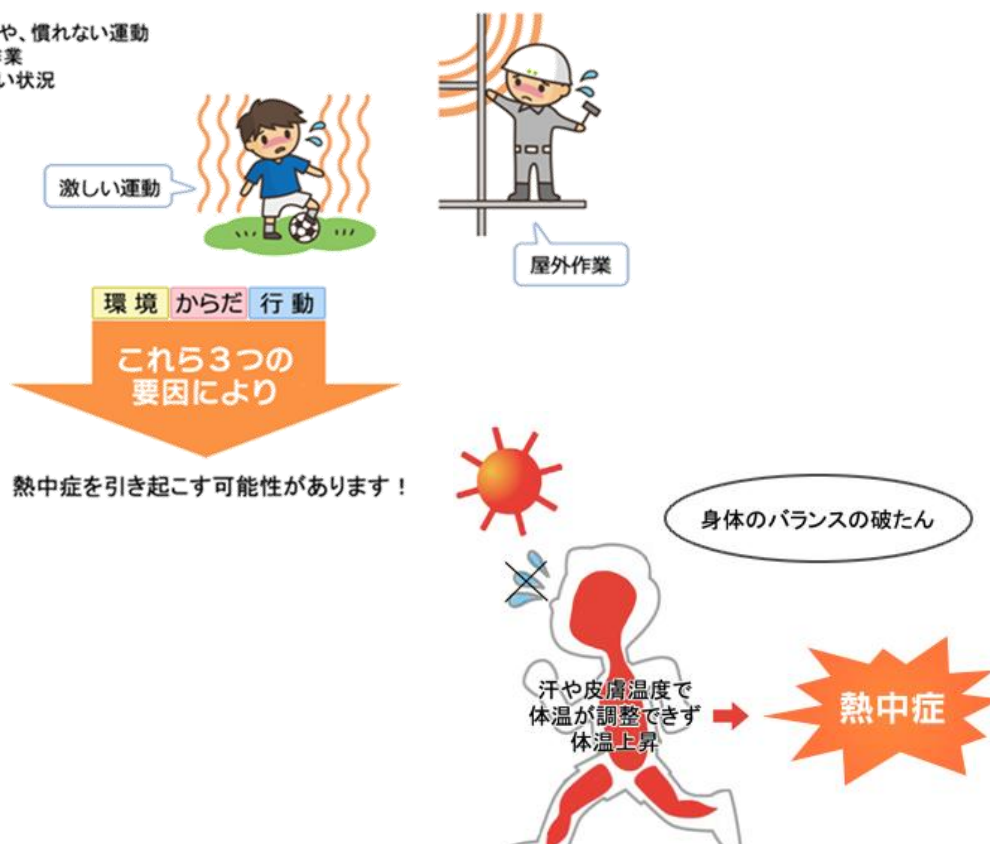
- ・ 高齢者や乳幼児、肥満の方
- ・ 糖尿病や精神疾患といった持病
- ・ 低栄養状態

- ・ 下痢やインフルエンザでの脱水状態
- ・ 二日酔いや寝不足といった体調不良



要因その3 行動

- ・激しい筋肉運動や、慣れない運動
- ・長時間の屋外作業
- ・水分補給できない状況



3. 熱中症を予防する方法

環境省予防情報サイト 熱中症の基礎知識より

- 屋外で活動する場合は、日陰で休憩が取れる場所を確保する。
- いつでも飲むことができる、冷たい飲料を準備する。
- 個人の体調観察を行う（事前、活動中、事後）
- 一緒に活動する生徒には、お互いの様子に注意して、声を掛け合うよう指導する。
- 学校の体育の授業や運動部活動では、マスク着用の必要はないことから、生徒の間隔を十分に確保し、活動を行う。

出典：環境省・文科省 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き P13 参照・改編

4. WBGT 計の活用

(1) 暑さ指数 (WBGT) とは・・・ 熱中症の危険度判断する環境条件の指標

(2) 暑さ指数 (WBGT) の測定方法

○黒球を日射に当てる (黒球が陰にならない)

○地上から 1.1 m 程度の高さに、壁などの近く

を避けながら測定する。

○値が安定してから (10 分程度) 測定値を読み

取る。

出典：環境省・文科省

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き P18



(3) 暑さ指数 (WBGT) に応じた行動指針

(参考：環境省「熱中症環境保健マニュアル2022」)

表1-1 暑さ指数(WBGT)に応じた注意事項等

暑さ指数 (WBGT) による基準域	注意すべき生活活動の目安 ^{*1}	日常生活における注意事項 ^{*1}	熱中症予防運動指針 ^{*2}
危険 31以上	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
厳重警戒 28以上 31未満		外出時は炎天下を避け室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
警戒 25以上 28未満	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
注意 25未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

^{*1} 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3.1」(2021)

^{*2} 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)

・指数に満たない場合においても生徒観察の中で様子がおかしいと感じた際は、すぐに運動をやめ、涼しい場所へ移動するなど適切な対応をすること。

5. 熱中症警戒アラートについて

○令和3年4月から、熱中症予防に関する情報「熱中症警戒アラート」を新たに全国で開始しました。熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごと（※北海道、鹿児島、沖縄は府県予報区単位）に発表されます。発表されている日には、外出を控える、エアコンを使用する等の、熱中症の予防行動を積極的にとりましょう。

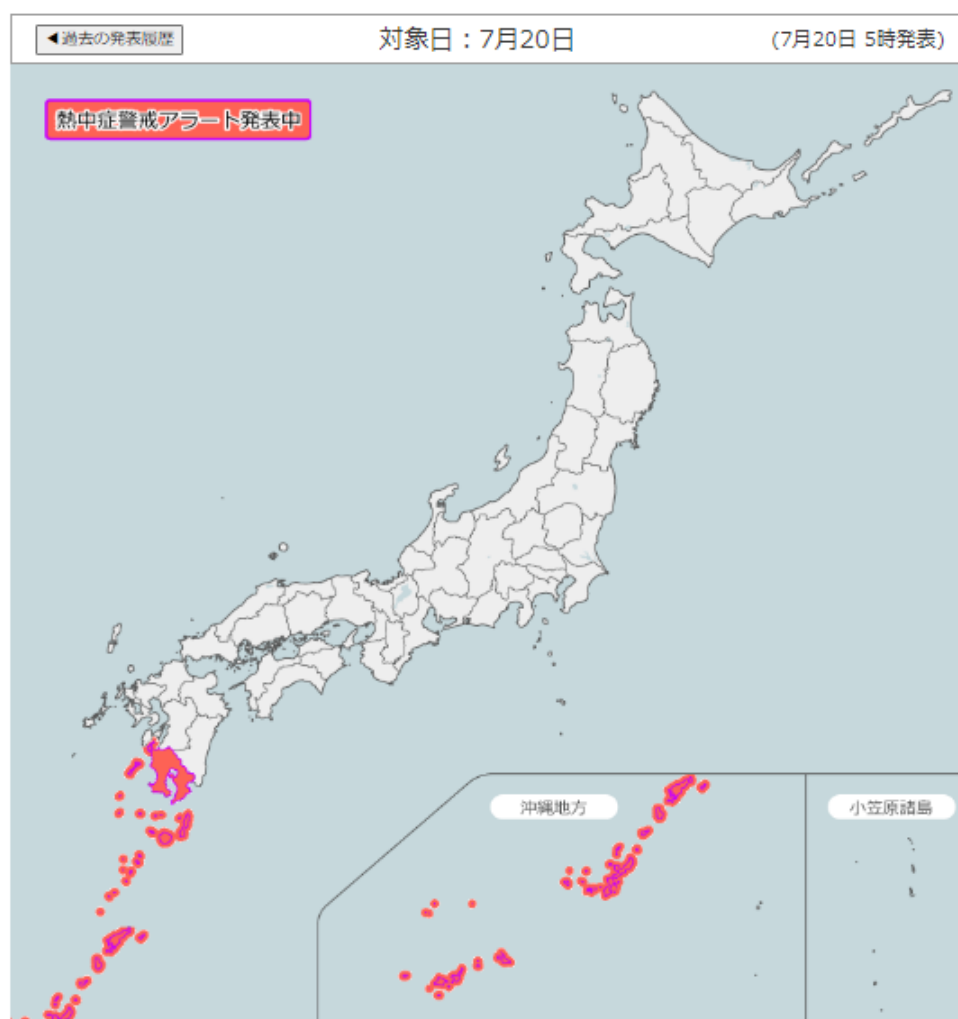
○環境省のホームページから、「メール配信サービス（無料）」が利用できる。



PC・スマートフォン

<https://plus.sugumail.com/usr/env/home>

熱中症警戒アラートの発表状況



九州南部・奄美			
宮崎	鹿児島（奄美地方除く）	鹿児島（奄美地方）	
沖縄			
沖縄（沖縄本島地方）	沖縄（大東島地方）	沖縄（宮古島地方）	沖縄（八重山地方）

6. 各種行事等の開催について

○「熱中症アラートの発令」等、熱中症の発生が予測される場合、以下の通り対応する。

- I 熱中症特別警戒アラート（県内全ての観測地点で暑さ指数（WBGT）の最高値が35以上になると予想）が発表された場合、原則として、休校の対応を取る。
- II 「熱中症特別警戒アラート」発表地域内で実施する校外学習等の各種行事について、原則として、中止・延期とする。
- III 「熱中症特別警戒アラート」が発表されていない場合でも、学校が所在する地域の観測地点で暑さ指数（WBGT）35以上が予想される場合や、活動場所での実測で暑さ指数（WBGT）35以上となった場合は、アラートが発令された場合と同様の対応を取ることを原則とする。
- IV 熱中症警戒アラート（県内いずれかの観測地点で暑さ指数（WBGT）の最高値が33以上になると予想）が発表された場合、次の方針に沿って対応を行う。
 - ・児童生徒に、普段以上の熱中症予防行動（こまめに水分・塩分補給、いつもより多めに休憩を取る、直射日光を避ける等）を取るよう呼びかける。
 - ・校内の空調整備を適切に活用して活動するなど、徹底した熱中症予防対策を取る。
 - ・運動以外の活動について、活動前に活動場所の暑さ指数（WBGT）の実測を行い、33以上となった場合は、活動場所や活動内容の変更、又は中止・延期を検討する。また、活動中も適宜、暑さ指数（WBGT）を実測し、確認を行う。（運動については、活動場所の暑さ指数（WBGT）の実測を行い、31以上の場合は運動を中止する。）

1. 学校行事の場合は、行事の主担当者がWBGT計により、行事開始前に数値を確認する。

（1）開始前の段階で、WBGT計が31℃を超える場合。

- ①運動は中止とします。
- ②開催の延期を検討し、管理職に相談 → 対応を決定。
- ③必要に応じて、安心メール等で保護者へ連絡を行う。

（2）行事中に、WBGT計が31℃を超える場合

- ①行事を中止し、生徒を涼しい環境へ移動させ、健康状態を確認する。
- ②その後、WBGT計を注視しつつ、下がらない場合は、行事の実施方法の変更を検討する。
- ③安全な方法で実施ができる場合は、変更して継続する。
- ④実施の継続が難しい場合は、中止または延期を検討し、管理職に相談 → 対応を決定。
- ⑥必要に応じて、安心メール等で保護者へ連絡を行う。

(3) 活動場所の WBGT 計が 28℃以上 31℃未満の場合

- ①熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて行事は中止する。

2. 校外での活動の場合は、移動先の環境（日陰、飲料水の確保が可能等）を事前に確認するとともに、学校所有の WBGT 計により、暑さ指数を計測する。

(1) 開始前に 31℃を超える環境の場合

- ①運動を中止します。
- ②生徒を日陰に移動させ、体調確認を行う。
- ③大会等の主催者がある場合は、その方針に従う。その他の場合は、安全な方法での実施を検討し、可能な場合は、変更して継続する。
- ④実施の継続が不可能な場合は、活動を中止する。その際、生徒が安全に下校できる状況を優先し、活動の変更を決定する。
- ④主担当者は、必要に応じて管理職に状況を報告する。
- ⑤必要に応じて、保護者へ連絡を行う。

(2) 活動中に 31℃を超える環境の場合

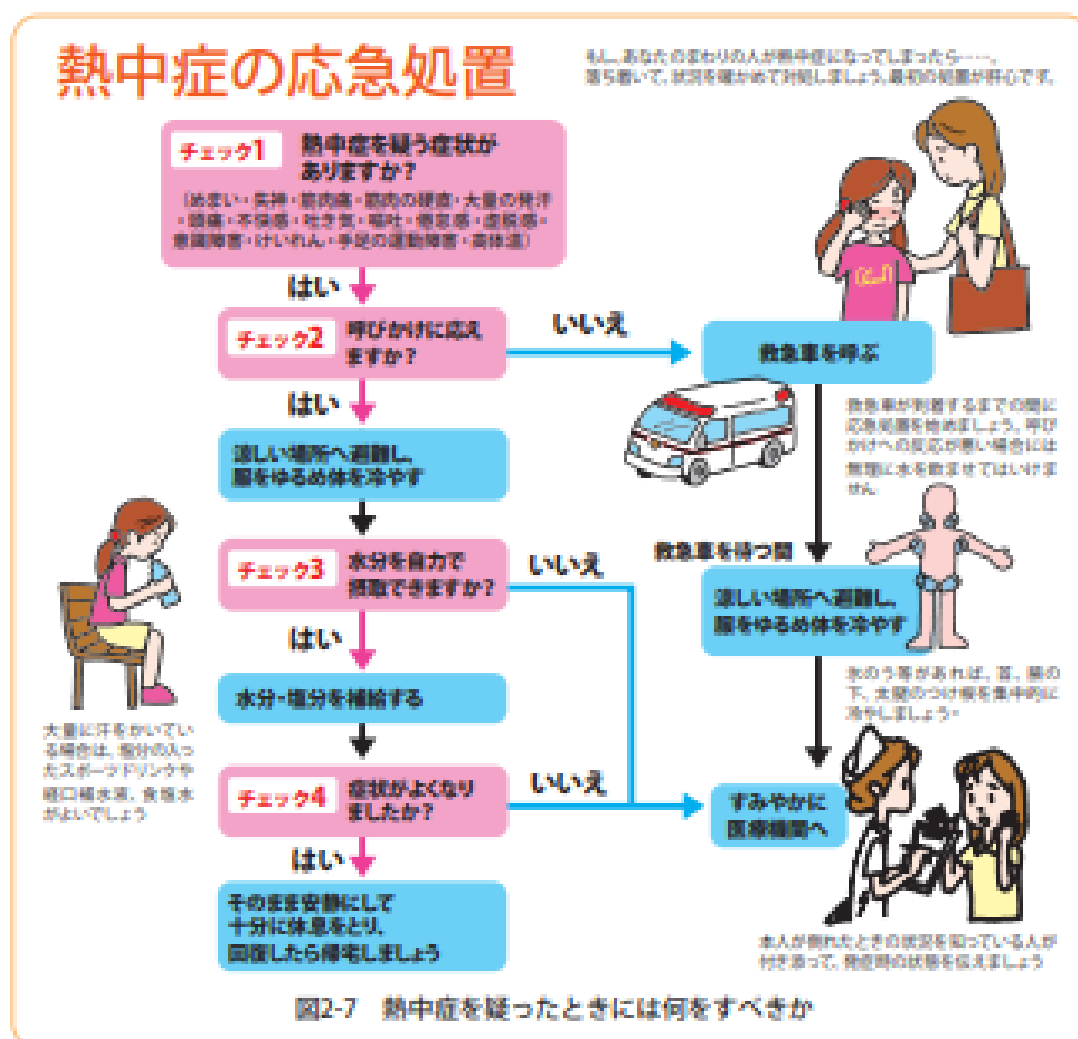
- ①一旦活動を中止し、生徒を日陰に移動させ、体調確認を行う。
主催者がある場合は、その指示に従う。
- ②安全な方法（活動内容の変更により日陰で活動ができる。空調の効いた環境で活動ができる等）で実施ができる場合は、変更して継続する。
- ③環境が変わらない場合は、WBGT 値に注視しつつ、数値が下がらない場合は、活動の中止を検討する。その際、生徒が安全に下校できる状況を優先し、活動の変更を決定する。
- ④主担当者は、必要に応じて管理職に状況を報告する。
- ⑤必要に応じて、保護者へ連絡を行う。

(3) 活動場所の WBGT 計が 28℃以上 31℃未満の場合

- ①熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて活動は中止する。

熱中症計





*スポーツや激しい作業・労働等によって起きる労作性熱中症の場合は、全身を冷たい水に浸す等の冷却法も有効です。

コラム “どこを冷やすか？”

文中やイラストでも示しているように、体表近くに太い静脈がある場所を冷やすのが最も効果的です。なぜならそこは大量の血液がゆっくり体内に戻っていく場所だからです。具体的には、頭部の両側、腋の下、足の付け根の前側（鼠径部）等です。そこに保冷剤や氷枕（なければ自販機で買った冷えたペットボトルやかち割り水）をタオルでくるんで当て、皮膚を通して静脈血を冷やし、結果として体内を冷やすことができます。冷やした水分（経口補水液）を摂らせることは、体内から体を冷やすとともに水分補給にもなり一石二鳥です。また、濡れタオルを体にあて、扇風機やうちわ等で風を当て、水を蒸発させ体と冷やす方法もあります。

熱が出た時に顔の頬に市販のジェルタイプのシートを張っているお子さんをよく見かけますが、残念ながら体を冷やす効果はありませんので、熱中症の治療には効果はありません。

WBGT 計 調査票

WBGT値 調査票 () 年 () 月 測定者 ()

	測定場所				措置
1 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
2 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
3 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
4 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
5 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
6 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
7 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
8 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
9 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
10 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
11 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
12 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
13 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
14 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				

以下、学校教育活動における熱中症死亡事故防止について（通知）より

（令和5年8月4日 保健体育課長、生徒指導課長、高校教育課長、特別支援教育課長より発出）

学校教育活動における熱中症事故防止に係るQ & Aについて

Q 1 これまでの内容と何が変わったのか

A 1 WBGT（暑さ指数）が31℃以上の時、「運動は原則中止」としていましたが、「原則」を削除しました。また、WBGTが28℃以上31℃未満の時、「激しい運動は中止」としていましたが、「必要に応じて運動は中止」としました。

Q 2 WBGTが31℃以上の時は、部活動は中止か。練習試合や合同練習もその対象になるか。

A 2 運動は中止してください。通常の練習だけでなく、練習試合や合同練習も対象になります。運動の実施を考える際には、WBGTが31℃未満になる場所で活動する等の工夫が必要になります。

Q 3 今回の通知は厳しいのではないか。

A 3 最高気温35度以上の日が続き、県内でも「熱中症警戒アラート」が発令され、他県では中学生の死亡事案（熱中症疑い）が発生しています。生徒の命に関わることであることから、命を守ることを最優先した対応をしていただく必要があります。

Q 4 各種大会は、開催できるということで良いか。

A 4 各種大会は、大会主催者の判断で実施されます。大会に参加する場合は、主催者の指示に従ってください。

Q 5 熱中症警戒アラートが発出されているときは、運動はできないか。

A 5 熱中症警戒アラートは、県予報区内の暑さ指数予測点のいずれかにおいて、WBGTが33℃を超えると予想された前日の17時頃、当日の5時頃に発表されます。活動場所のWBGTを測定し、活動場所のWBGTが31℃未満であれば、運動は可能になります。

Q 6 暑い日が続くと、運動は行えないことになるがいかがか。

A 6 WBGTを測定し、31℃未満となる早朝や、夕方の涼しい時間帯に運動を行うことなど、工夫していただく必要があります。

Q 7 涼しいところでこまめに休憩し、水分補給も適切に行うようしても、WBGTが31℃以上の場合は、活動は中止か。

A 7 WBGTが31℃以上の場合は、運動を中止してください。

Q 8 1 (2)「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する」の「必要に応じて」とはどういった場合のことであるのか。

A 8 「必要に応じて」は①生徒に疲労がたまっている場合、②部活動を開始後、気温が上がり暑さ指数が高くなることが予想される場合などです。

また、暑さに弱い生徒、普段から運動をしていない生徒、暑さに慣れていない生徒などに対しては、練習メニューを変更するなど、個別の対応が必要です。

Q 9 「2 学校における体制整備」は、これまで保健体育課から発出してきた内容と同じで良いか。

A 9 同じです。再確認いただくため、記載しました。

Q 1 0 2 (1) 活動場所や活動時間ごとに、暑さ指数(WBGT)を測定し、記録のうえ関係する教職員へ伝達すること。の「活動時間ごと」とはどういう意味か。

A 1 0 部活動は数時間、活動を行うことから、活動前の測定だけではなく、気温の上昇などが考えられることから、こまめに測定を行うことが必要です。測定の頻度については、WBGT 上昇の状況に応じて適宜ご判断ください。

Q 1 1 WBGT 計の不足分は県で購入してもらえるのか。

A 1 1 安価な物も販売されているので、学校運営費で必要数を購入し、適切に運用してください。

Q 1 2 暑さ指数計がない場合には、どうしたらよいか。

A 1 2 環境省が熱中症予防情報サイトで日本各地の暑さ指数の実測値や測定値を公開しています。目安とすることはできますが、安価な物も販売されているので、学校運営費で必要数を購入し、適切に運用してください。

Q 1 3 暑さ対策で、練習時間を7時から開始した場合や、18時から開始する場合、「ズレ勤」は可能か。また、可能な場合、夏季休業中のみか。

A 1 3 「ズレ勤」は可能です。これまでも、生徒の登下校時に「ズレ勤」で対応していたいただいているところです。具体的には、校長と相談してください。

週休日・勤務時間外等における部活動等での事故発生危機管理マニュアル

1. まず速やかに活動を中止し、けが等をした生徒の処置を優先する。管理職に報告するとともに、他の教員の応援を求める。
2. 他の生徒を落ち着かせ、けが等の対応をしている間の作業について指示をする。生徒だけにせず可能な限り教員が誰かいるようにする。
3. けが等の程度によっては救急車を要請する。
4. 突然倒れた場合などで、心停止や呼吸停止の場合は、ただちに蘇生措置を行う。必要に応じて AED を使用する。救急隊が来るまで継続する。
5. 保護者に連絡し状況を説明する。
6. 上記対応後、発生状況や対応など、事故が発生してからの経過を、別紙様式を用いて整理・記録する。

<管理職電話番号>

教 頭 福岡 友也
事務長 山岡 三子
校 長 中柴 友宏



<事故対応記録内容>

- ① 事故被害生徒名
- ② ※関係者名(いる場合)
- ③ 発生日時
- ④ 事故概要
- ⑤ 発生場所
- ⑥ 原因等
- ⑦ 事故発生後の様子(意識・出血・呼吸・脈・体温・顔色・痙攣・外傷等)
- ⑧ 応急措置(気道確保・人工呼吸・胸骨圧迫・AED・止血・異物の除去・保温・冷却・衣服をゆるめる・手足のマッサージ等)
- ⑨ 搬送先病院
- ⑩ 病院等での容態
- ⑪ 保護者への連絡状況
- ⑫ 備考

◆事故対応記録様式

事故被害 生徒名	()年()組 名前:
※関係者名 (いる場合)	()年()組 名前: ()年()組 名前:
発生日時	年 月 日() 午前・午後 時 分
事故概要	
発生場所	
原因等	
事故発生後 の様子	意識・出血・呼吸・脈・体温・顔色・痙攣・外傷等
応急措置	気道確保・人工呼吸・胸骨圧迫・AED・止血・異物の除去・保温・冷却・衣服 をゆるめる・手足のマッサージ等
搬送先病院	TEL:
病院等での 容態	
保護者への 連絡状況	
備考	

職場における教職員に対する熱中症対応計画

三重県立あけぼの学園高校

判断に迷う場合は、安易な判断は避け、専門家の指示を仰ぐこと

熱中症のおそれのある者を発見

近くの教職員に応援要請・報告
ただし状況により、応急処置・救助要請を優先

作業離脱・身体冷却

意識の異常等

異常等あり

異常等なし

救急隊要請
119番通報

自力での水分摂取

できない

できる

医療機関へ搬送

回復しない、症状悪化

経過観察

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、けいれん等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむらえり)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

【作業離脱】

涼しい場所への避難
空調の効いた部屋
風通しのよい木陰
衣服をゆるめる・作業着を脱がす

【身体冷却】

保冷材や氷のう等を首・脇の下・太ももの付け根にあて冷却
全身に水をかけ冷却

「意識の有無」だけで判断しない

呼びかけに応じない
返事がおかしい
ぼーっとしている
※普段と様子がおかしい場合も「異常等あり」として取り扱うことが適当

医療機関までの搬送の間や経過観察中は一人にしない

回復後、体調の急変等によって症状が悪化するケースがあるため
引き続き、体調に留意し、状況に応じ医療機関を受診させる(する)こと

【近隣の医療機関等】

佐那具医院(学校医) 伊賀市佐那具町420 ☎0595-23-3330

森田クリニック(産業医) 伊賀市上野玄蕃町219-1 ☎0595-22-2233

県救急医療情報センターコールセンター ☎059-229-1199(24h365日受付可)

【熱中症発生時(疑い含)の連絡・報告先】

責任者 校長 中柴 友宏 携帯番号

教頭 福岡 友也 携帯番号

事務長 山岡 三子 携帯番号

●学校における校外活動の安全確保（学校管理下における危機管理マニュアルより）

1 インターンシップ中の事故

生徒Aが、事業所において職場実習を行っていた。
木材を運搬する作業を行っていたところ、立ててあった木材が倒れてきて、生徒Aの頭部に
あたってしまった。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 事業所からの連絡を受けた教職員は、次の初期対応が行われているか確認する。また、必要と思われる対応が行われていない場合は、事業所に速やかな対応を依頼する。
 - ・ 負傷した生徒の名前、けがの内容、程度
 - ・ 応急手当が行われたかどうか
 - ・ 救急車を要請したかどうか
 - ・ （救急車を要請していない場合）負傷した生徒と事業所職員は医療機関へ行ったかどうか
 - ・ 警察への連絡が行われたかどうか
 - ・ 保護者への連絡が行われたかどうか
 - ・ 事故の状況を写真やメモで記録したかどうか
- ② 事業所からの連絡を受けた教職員は直ちに校長に報告する。

生徒がすでに医療機関に行っている場合

- ① 管理職は、担任（不在時は学年主任など他の教職員）を医療機関に向かわせるとともに、事業所に他の教職員を行かせる（メモ、写真等で状況を記録する）。
- ② 事業所、医療機関で状況を把握したそれぞれの教職員は、校長へ報告する。
- ③ 管理職は担任に、当該生徒の保護者への連絡を指示する。担任は生徒の状況、搬送先の医療機関などを保護者に伝える。また、けがの状況によっては、管理職が医療機関に行く。
- ④ 担任は、保護者が到着するまで生徒につき添う。また、保護者が到着しても、校長の指示があるまでは生徒につき添い続ける。

生徒が医療機関に行っていない場合

- ① 管理職は、担任（不在時は学年主任など他の教職員）及び養護教諭等を事業所に急行させる。けがの程度によっては、さらに別の教職員を同行させる。（メモ、写真等で状況を記録する。）
- ② 直ちに医療機関へ搬送する。その際、担任とともに事業所の職員も同行してもらう。
- ③ 当該生徒の保護者に連絡する。

教育委員会への報告等

- ① 管理職は経緯について簡潔かつ正確に記録する。
- ② 重傷の場合等、校長が必要と判断した場合、事故の概要を速やかに教育委員会に報告するとともに、翌日以降の実習について協議する。
- ③ けがの程度や事故の状況により警察へ連絡する。
- ④ 学校及び事業所で、情報の窓口を一本化する。
- ⑤ 管理職は、教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料提供を行う。

被害生徒への対応

- ① 校長と担任は、生徒を見舞う。
- ② 当該生徒の保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明をする。
(当該インターンシップが医療費給付の対象となる「学校の管理下の災害」と認められるためには、学校が編成した教育計画に基づいて教育課程あるいは課外指導に位置づけられて行われるものであること、及び教職員による日々の巡回指導が行われていることが必要である。なお、事業主側の過失によって起きた事故で、損害賠償を受けた場合は、給付金について調整されることがある)
- ③ 学校は事業所と連携し、保護者に誠意をもって対応する。
- ④ 負傷した生徒及び他の生徒の心のケアにも配慮する。

事後措置

- ① 該当学部その他の生徒にも事情を説明する。
- ② 事業所と事故発生の原因や問題点を明らかにし、事故防止対策の見直しを進め、事故の再発防止に取り組む。
- ③ 外部へ情報提供をする場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それによって混乱することがないように配慮する。
- ④ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ報告を行う。

○安全指導（教育）の充実

事故発生に備えた安全確保の取組

- ① 事故防止のため、職場実習の実施前に、事業所と連携して、安全対策及び安全指導の徹底を図る。
- ② 職場実習における緊急事態発生時の、事業所及び学校の対応方法や、教職員の体制を確認する。
- ③ 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、現場実習中に事故が発生した場合を想定し、教職員の役割分担の共通理解を図る。
- ④ 緊急時に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。

○関係法令

- ・国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条

2 修学旅行におけるバス移動中の交通事故

3年生は、校長を団長として2泊3日で修学旅行に出かけた。2日目の夕方、バス2台で宿舎に向かって移動中、交差点で急にトラックが右折してきた。それを避けようとした結果、先頭車が、歩道に乗り上げ、壁にぶつかって止まった。

車内の生徒は衝撃で前の座席で体を打ったり、割れたガラスの破片でけがをしたりして5名が救急車で運ばれ、2名が骨折等で医療機関に入院した。残り3名は軽傷であった。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 担任をはじめ同じバスに乗っていた教職員は、養護教諭等とともに負傷した生徒に応急手当を講じる。
- ② 校長またはバスに同乗している教職員等は、必要に応じて救急車を要請する。
- ③ 担任は他の生徒のけがの状況も把握し、生徒を落ち着かせる。
- ④ 校長は事故の状況を確認めるとともに、引率教員の役割分担を決め、当面の対応を指示する。
- ⑤ 校長は担任、養護教諭等、他数名の教職員に、救急車で医療機関に運ばれた生徒のつき添いと負傷の程度を把握させる。
- ⑥ 校長は学年主任に、けがのない生徒や他のバスの生徒を宿舎に移動させ、教員に指導と管理をさせる。また、宿舎では対策本部を設置し、校長及び医療機関にいる教職員と緊密な連絡をとる。なお、必要に応じ校長は医療機関へ向かう。
- ⑦ 校長は学校・教育委員会等へ連絡するとともに、窓口を一本化し、警察、報道関係等の対応をする。
- ⑧ 宿舎の生徒を大広間等に集め、事実を正確に伝え、生徒の精神的な動揺を抑えるとともに、以後の日程変更に伴う行動について、統一のとれた行動がとれるように指導する。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 学校では連絡を受けた教頭が速やかに教育委員会やけがをした生徒の家庭に連絡するとともに、保護者連絡ツールを利用し、情報提供を行う。
- ① 現地対策本部との連絡を密にする。
- ② 緊急職員会議を招集し、対応策を検討する。（現地への応援職員の派遣、翌日の生徒受け入れ態勢に伴う授業変更等）
- ④ 旅行取り扱い業者との連携により、入院生徒の保護者の現地行きの説明を行う。また、必要に応じて補償等の説明を行う。
- ⑤ 必要に応じてPTA役員会、学年委員会等を招集し、事実を説明するとともに保護者の不安・動揺を極力静めるようにする。
- ⑥ 教頭は、学校で経緯について簡潔かつ正確に記録し、情報の窓口を一本化する。
- ⑦ 校長は、現地で経緯について簡潔かつ正確に記録し、情報の窓口を一本化する。
- ⑧ 管理職は、教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料提供を行う。

事後措置

- ① 事故の原因の所在の如何にかかわらず、全教職員が、保護者等に誠意を持って対応する。
- ② 他学年の生徒に事情を正しく説明する。
- ③ P T Aの緊急役員会の開催や家庭への通知の配付により、情報を保護者に提供し、理解を求める。
- ④ 帰校後、校長は保護者に対して改めて事故の概要を説明し、理解を求める。
- ⑤ 教頭、教職員で現地に残された生徒の見舞いにつき添いの交代、現地での事後処理にあたる。
- ⑥ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ事故報告を行う。
- ⑦ 事故の教訓を生かして、すべての教育活動を通して安全指導の徹底を図る。
- ⑧ 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ⑨ 事故車に同乗していた生徒については、後遺症も考えられるので、事後の観察指導を十分に行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の派遣を要請する。

○安全指導（教育）の充実

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 修学旅行中に事故が発生した場合を想定し、教職員の役割分担を定め、全員が理解しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを把握しておく。
- ③ 心肺蘇生（A E Dの使用法を含む）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

事故原因と対応についての分析

- ① 事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について全教職員の共通理解を図る。
- ② 再発防止のため、旅行計画の内容について安全指導と安全管理の徹底を図る。
- ③ 修学旅行等における、緊急事態発生時の教職員の体制を再度確認する。

その他

- ① 生徒に修学旅行の意義を理解させる（集団行動を通して自律心を養い、自主的に集団の規律や秩序を守る態度を育成する等）。
- ② 校長、引率教員が生徒の名簿を携帯する（名簿の管理には十分注意する）。
また、教職員が携行する旅行の手引等には号車ごとの生徒の座席表、部屋割り表等をのせておく。

○関係法令

- ・ 国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・ 自動車損害賠償保障法第3条

盗撮事案発生時対応計画

- 緊急性のある事案として対応
- 生徒の人権を尊重し、心理的ケアを最優先する
- 聴き取りはできる限り複数の教職員(同性が望ましい(スクールカウンセラーを含む))で行う

・生徒が女子トイレで不審なスマートフォンを発見
・男性教員Aが女子トイレから出てきたとの情報を得た

- 生徒が教職員へ報告した場合など
 - ・報告を受けた教職員は、生徒に対し全力で守ることを伝える
 - ・必要に応じて聴き取りを行う
 - ・他に不審なスマートフォン等がないか、速やかに学校全体の点検を行う

・報告を受けた教職員は速やかに管理職へ報告
・管理職は事実確認後、教職員課へ一報を入れる

性暴力被害対応チーム
(管理職、生徒指導主事、保健主事、学年主任、学級担任、養護教諭、SC等)

男性教員Aに対する事実確認

被害生徒に対する事実確認

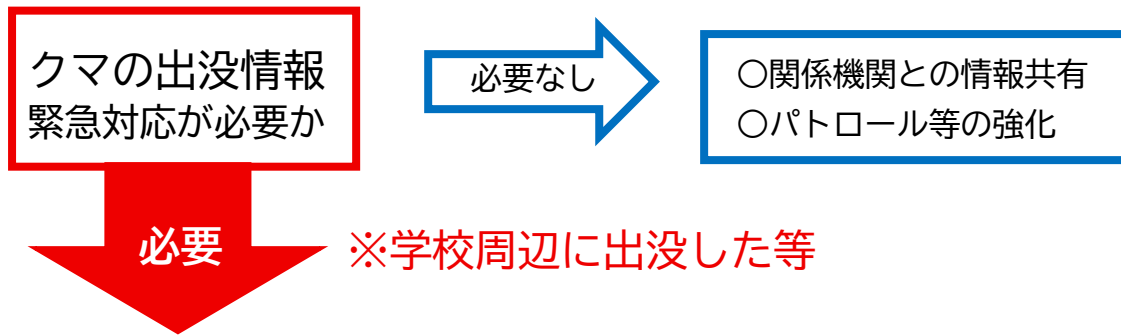
- 被害生徒に対する聴き取り
 - ・被害生徒の状態に十分配慮しながら事実確認を行う
 - ・被害生徒の心のケアを全力で行う
 - ・被害生徒が安心できる教職員を支援担当にする
 - ・他の人には聞かれない落ち着いた場所で聴き取りを行う
- 男性教員Aに対する聴き取り
 - ・管理職が詳細を聴取し記録
 - ・時系列に沿い、具体的に状況把握
- 被害生徒の保護者への対応
 - ・保護者に対し、全力で被害生徒を守ることを約束する

県教育委員会
教職員課、生徒指導課

警察(生活安全課)、弁護士等関係機関

再発防止、被害生徒の見守り、他の生徒の心のケア

クマ出没時の対応チェック表



【登校前】

- ☐ 教職員間の情報共有と今後の対応の協議
- ☐ 生徒・保護者への連絡（すぐーる配信）
 - ・クマ出没情報等の提供
 - ・登校時の注意事項の指示
 - ・保護者による送迎、登校時間の変更、自宅待機等、対応についての指示（状況に応じて判断する）
- ☐ 関係機関への連絡（警察・県教委・県農林事務所 等）

【在校時】

- ☐ 教職員間の情報共有と今後の対応の協議
- ☐ 生徒の安全確保と安全指導
 - ・生徒の所在確認
 - ・屋内への避難指示、屋外での活動の制限（保健体育等）
 - ・校舎1階の施設並びに安全確認
 - ・在校時及び下校時の注意事項の再指導（再確認）
- ☐ 関係機関との情報共有（県教委 等）
 - ・対応策に関する共通理解
 - ・関係機関による学校周辺及び通学路の巡回の依頼等
- ☐ 保護者への連絡（すぐーる配信）
 - ・クマ出没情報等の提供
 - ・下校等に関する連絡（保護者による送迎、引渡し 等）
 - ・翌日以降の登校に関する注意事項等の指示・連絡

※安全が確保されるまで上記の対応を継続する。

クマ出没時の連絡内容（ポイント）

- 学校周辺に目撃情報等が寄せられた際には、県教育委員会に第一報を入れる。
- 緊急性が高い場合は、警察署にも速やかに連絡をする。

【報告事項】

- 目撃場所 ○目撃日時 ○クマの情報（大きさ・頭数等）
- 負傷者の情報 ○その他（今後の対応 等）

40 ツキノワグマの出没

学校の近くの住宅街で、連日、ツキノワグマの目撃情報が続いており、前日には、学校近くの商店敷地内に設置されているゴミ箱が荒らされた。

○ ツキノワグマ出没時の対応のポイント

状況把握、児童生徒の安全確保、関係機関との連携

- ・管理職は、ツキノワグマの出没事案を認知後、直ちに市町及び管轄する警察署に状況や被害防止対策を問い合わせ、正確な情報を把握する。
- ・事実とかけ離れた噂が流布することから、管理職が情報を一元化して管理し、正確な情報を児童生徒、保護者、教職員に提供する。
- ・児童生徒の登校前にツキノワグマ出没事案を認知した場合、管理職は、把握した情報を基に登下校時における児童生徒の安全確保に向けた対応を行う。
- ・児童生徒の登下校時間帯にツキノワグマ出没事案を認知し、通学路に出没する可能性がある場合は、市町、警察署等と連携し、通学路の見回り等を行うことを検討する。教職員が見回りを行う際には、自動車に乗車するなど自らの安全を確保できる方法で行う。ツキノワグマ出没地点の近くで登下校中の児童生徒を発見した場合は、緊急的な避難の措置を講じる。
- ・児童の在校中にツキノワグマ出没事案を認知し、通学路に出没する可能性がある場合は、予め定めておいた引き渡しのルールに基づき、児童のみでは下校させず、保護者に児童を直接引き渡して下校させる。
- ・児童の在校中に学校周辺にツキノワグマが出没した場合は、学校施設の窓や出入り口を施錠するとともに、校門を閉めるなどして、敷地内へのツキノワグマの侵入を防ぐ。
- ・屋外での活動の実施については、ツキノワグマの出没状況を踏まえて判断する。なお、児童生徒の安全確保が保障できない場合は、中止する。
- ・ツキノワグマが学校周辺に出没する可能性が低く、屋外での活動を実施する場合であっても、近隣地域にツキノワグマの出没事案があれば、教職員による見守りを強化するとともに、市町や警察署から常に最新の情報を入手し、万が一の場合に備えて児童生徒の避難経路と避難場所を確認する。
- ・市町、警察署、県農林（水産）事務所、などの関係機関と連携を密にし、常に最新の情報を入手するとともに、必要に応じて学校の安全対策について助言・協力を求める。通学路の見守りを行う際は、関係機関と連携し、教職員が自らの安全を確保できる方法により行う。
- ・管理職は、学校の安全対策について市町等教育委員会、県教育委員会へ連絡し、対応状況について適宜報告する。
- ・報道機関や関係機関への対応は窓口を一本化し、管理職が当たる。
- ・ツキノワグマ出没時の学校活動について、判断に迷う場合には市町、警察署に助言を求める。

保護者への連絡と情報提供、協力依頼

- ・関係機関から得た情報については、随時、保護者に提供し、注意喚起を行う。
- ・学校の対応方針について決定したら、直ちに保護者に対し、電話やメールなど確実に伝達される方法により連絡を行う。なお、通学路にツキノワグマが出没する危険性がある

場合は、保護者の自家用車による送迎、臨時休業又は自宅でのオンライン授業等を検討し、保護者からの理解を得るよう努める。

○ 発生に備えた対応策（未然防止策）のポイント

連絡体制や指揮系統の整備

- ・市町、警察署、県農林（水産）事務所などの関係機関と普段から意思疎通を図り、それぞれの役割や対応を確認しておく。
- ・連絡体制図や対応のフロー図などを作成し、休日・夜間の緊急時に適切かつ迅速な対応がとれるようにしておく。
- ・管理職は、常日頃から危機意識をもち、事案発生時に迅速な判断・対応ができるよう、危機管理体制を確立する。

危険予測、回避能力の育成

- ・学級活動やホームルーム活動等で、県農林水産部が作成した注意喚起のチラシ等を活用し、児童生徒に対する安全指導やツキノワグマに遭遇しないための行動などに関する指導を行うとともに、学級だより等を通じ、保護者に対しても家庭内で注意喚起を行うよう働きかける。

○ 参考文献

- ・三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル（令和6年3月改訂 三重県）
- ・クマ類の出没対応マニュアル-改訂版-（令和3年3月 環境省自然環境局）
- ・クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について（令和7年10月30日 文部科学省事務連絡）
- ・ツキノワグマ出没情報マップ（MieClickMaps）、ツキノワグマ出没注意喚起チラシ等
<https://www.pref.mie.lg.jp/JTAISAKU/HP/m0114900048.htm>